

X-1 官衙関連遺跡と末端官衙

官衙関連遺跡と末端官衙　近年、「一般的な集落とは様相が異なる官衙的遺跡」、「公的性格を持つ集落」、「官衙か豪族居宅」、「郷家」、「郷衙」、「官人居住集落」、「官衙近隣集落」などと報告されている遺跡例が増加している。国衙・郡衙とは異なるが、このように官衙と関連づけられている遺跡には大別すると次のようなものがある。

- a ; 官衙遺跡とは推定できるが、性格づけが未定の遺跡。
- b ; 官衙か居宅・荘所・集落か、判断に迷う遺跡。
- c ; 集落や有力層の居宅の様相を示すが、木簡、「郷長」などの官職名や「厨」などの部署名を記した墨書き土器、硯、腰帶具などが出土したり、あるいは規模の大きな建物や計画的な建物配置がみられる遺跡。

ここではこうした遺跡を官衙関連遺跡と総称する。

末端官衙と官衙補完的施設　官衙は、第三権力機関としての国家による人民統治機能や公共機能を担うことを主目的として設けられた機構・施設、あるいは直接的な人民統治以外で国家の機能を維持する役割の一翼を担うべきものとして設けられた機構・施設である。この点からみると、上記の官衙関連遺跡は次の3類に大別できる。

I類；集落・居宅とは別に分離して設けられた官衙施設。これには、後述する郡衙別院、正倉別院、国衙・郡衙出先施設などがある。

II類；民間施設に併設された官衙施設。その職務内容や在地の政治経済的状況・地形条件に応じ、適宜、設置・移転・廃止された補助的な性格の強い官衙施設である。後述する税穀収納施設の小院や借倉・借屋などがある。

III類；官衙機能の一翼も担った民間施設。民間施設としての本来的な機能を維持しつつ、地方官衙の業務の一部を補佐・維持する役割を副次的に果たしており、国家による地方支配のためにも利用された施設である。後述する里倉や郷家などはこのII類に含まれる。

このうち、I・II類を末端官衙、III類を官衙補完施設と仮称する。ただし、末端官衙遺跡には、その性格が未確定なものが多いので、郡衙より下位には位置づけられない官衙施設も含まれる。また、官衙補完施設には、民間施設と官衙施設とが分化する以前の段階のものや、本来区別されていた民間の居住・経営施設と官衙施設とが合体した段階のものも含まれる可能性がある。

郷衙論　ところで、上記の官衙関連遺跡については、国衙・郡衙とならび、郷ごとに設置された独自の官衙の存在を推定する説がある。この官衙をここでは「郷衙」と仮称し、この郷衙が存在したとする説を郷衙説と呼ぶ⁽¹⁾。

この郷衙説の根拠とされている文献史料には、『令集解』儀制令春時祭田条古記にみえる「郷家」、『出雲国風土記』における郷の位置の里程表記などがある。また、考古資料としては、平城宮下層などから出土している「五十戸家」の墨書き土器、郷間における荷札木簡の表記や製作技法の違い、多数の官衙関連遺跡の存在などがあげられている。

それに対して、郷衙は存在せず、郷衙とされる遺跡には郡衙出先施設とすべきものがあるとする反論が示されている。その根拠としては、里（郷）には里長一人が任用されるだけで官僚組織がないこと、戸令郡司條には巡行国司を迎えるに際して「郡司候當郡院」とあるのに対して、「里長候當里」と記されており役所が明記されていないこと、「郷家」は郷長の家と解すべきこと、などがあげられている。これを反郷衙説と仮称する。

この郷衙説の問題点については『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』（奈文研、1998年）に譲るが、たとえば、郷衙説において、その候補とされる遺跡の存続時期を整理した井上尚明氏の研究成果によると、それらの遺跡の出現・廃絶時期や存続期間にはばらつきが大きい。このことは、これらを郷段階の官衙と仮定した場合にも、各郷に普遍的に郷衙が設けられた様相はみられず、適宜設置廃棄される施設が多かったことを示している。したがって、結論だけを述べれば、国衙・郡衙とならび各郷に置かれた郷衙の存在は認めがたい。

しかしながら、郷衙説は末端官衙や官衙補完施設に調査研究の光を当てたものとして貴重な研究成果といえる。そしてまた、郷衙とされてきた官衙関連遺跡には、郷衙とは言えないが、末端行政に関わった官衙施設や官衙補完施設として改めて把握しなおすべき遺跡が多く、そうした遺跡の調査研究は地方における末端行政の実態や変遷をうかがう上で重要な意味を持っている。
(中山敏史)

〔注〕(1) この郷衙説ではその役所を「郷家」と呼ぶ場合が多いが、史料にみえる「郷家」は郷長の家という民間施設を指すとする説も有力である。したがって、「郷家」と表記した場合、それを官衙の意味で論じているのか、民間施設の意味で用いているのか混乱を招きかねないので、ここでは郷の役所という概念として「郷衙」の語を提唱したい。

〔参考文献〕郷衙説；関和彦「古代村落「官衙」研究への提言」『共立女子第二中学高等学校研究論集』12、1989年。井上尚明「郷家に関する一試論」『埼玉考古学論集』1991年。津野仁「遺跡からみた郷長の性格」『太平台史窓』10、1991年。中山章「考古資料としての古代木簡」『木簡研究』14、1992年。反郷衙説；浅野充「律令制下の地方行政について」『藤沢市史研究』24、1991年。平川南「郡符木簡」『律令国家の地方支配』吉川弘文館、1995年。中山敏史「末端支配機構をめぐる諸問題」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』奈文研、1998年。

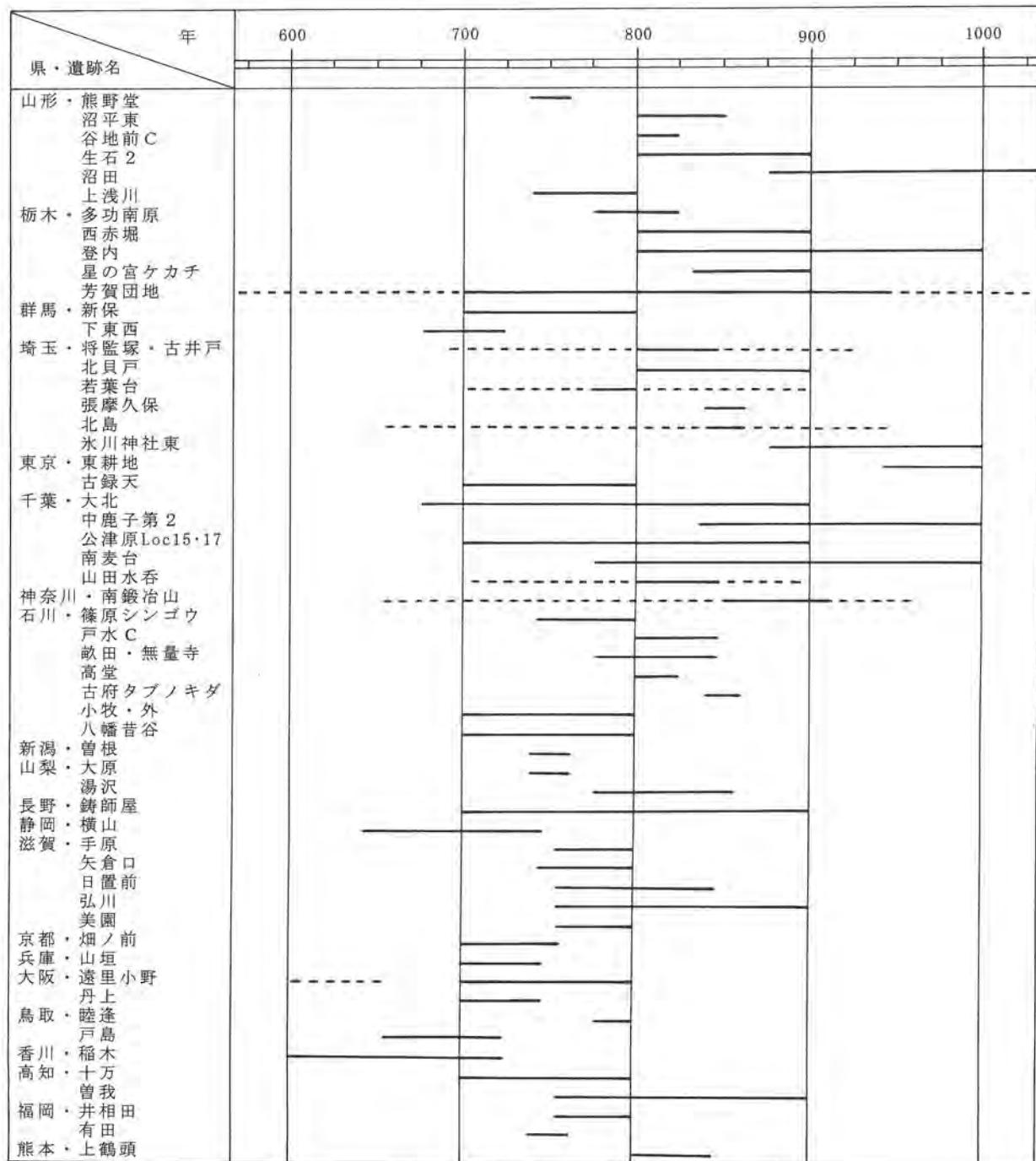


図1 官衙関連遺跡の存続時期

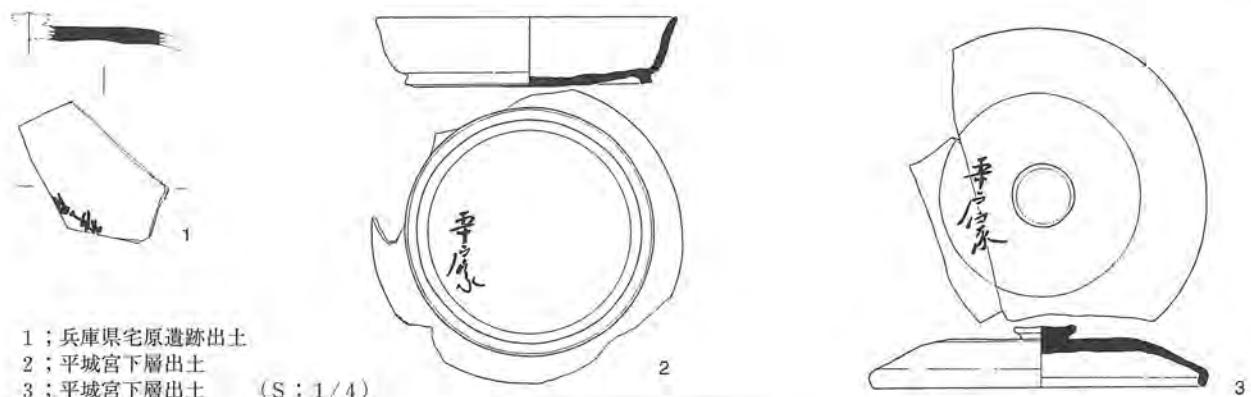


図2 「五十戸家」墨書き土器

X-2 郡衙別院

史料にみえる郡衙別院 郡衙から離れた場所に置かれ、その周辺地域を対象とした行政実務などを郡衙に準じて分掌した支所を郡衙別院と仮称する。

『続日本紀』和銅6(713)年9月己卯条にみえる摂津国能勢郡の立郡記事によると、摂津国河辺郡では郡衙から離れた遠隔地の玖左佐村に大宝元年に「館舎」が建てられ、郡衙に準じた行政実務が執行されていた。この「館舎」が郡衙別院に相当する。また、長元3・4(1030・1031)年頃の「上野国交替実録帳」吾妻郡項にみえる「長田院」「伊參院」も、無実破損の建物名に雜舎や屋のみが掲げられ、倉の記載がないので、後述する正倉別院とは異なる官衙施設であった可能性がある。おそらく、長田郷・伊參郷に設けられた郡衙別院を指しているのであろう⁽¹⁾。また、12世紀前半頃の『朝野群載』に「郡庫院 駅館 庫家 及諸郡院 別院 駅家」とみえる「別院」も、こうした郡衙の支所を指しているとみられる。

上光遺跡群 郡衙別院とみられる遺跡としては、まず鳥取県上光遺跡群(戸島遺跡・馬場遺跡)をあげることができる(図1~4)。戸島遺跡では7世紀後葉の側柱建物群が検出されており、ロの字型建物配置をとる南郭はその特徴から政庁に相当する施設であったと推定できる。この地は、因幡国気多郡衙(評衙)である鳥取県上原遺跡群から東北方に約3.5km離れた郡の東端部に位置する。気多郡衙(評衙)が立地する場所とは丘陵を隔てた別の谷筋に立地しており、また、東隣の高草郡(評)から丘陵を越えて気多郡(評)内に下り終えた位置にある。後述する山垣遺跡と同様、こうした地形・交通上の要因から、気多郡(評)の東部地区の行政・交通拠点として設置された施設であろう⁽²⁾。戸島遺跡の東南約90mに位置する馬場遺跡は、8世紀初めから9世紀代にかけての長大な側柱建物や総柱高床倉庫などが設けられた官衙遺跡である。周囲を溝と堀で囲繞する。この馬場遺跡は、戸島遺跡の機能を引き継ぐとともに、正倉別院の性格も併せ持った施設であったとみられる。

山垣遺跡 兵庫県山垣遺跡は、丹波国氷上郡春部郷に位置する。この遺跡では周囲を大溝で囲繞した敷地内に中型の掘立柱建物が設けられている。建物配置などは不明であるが、大溝などから、郡符木簡・封緘木簡を含む木簡群、「春部／春里長」などの墨書き土器、木製品など、8世紀前半代の多量の遺物が出土している(図5~8、史料1)。これらの調査成果から、本遺跡の性格について、里長居宅・郷衙・郡衙出先施設・荘園などの諸説が示されている。

しかし、平川南氏によると、郡符木簡には、宛所でなく

差し出し元ないし召喚先で廃棄されるという特徴がある。また、氷上郡は中央部の丘陵によって西の加古川水系と東の由良川(竹田川)水系とに分断された形になっている。『和名類聚抄』(高山寺本・名古屋市立博物館蔵本)には東縣・西縣とあって、この地形上分断される東と西の諸郷を管轄する行政区が存在していたことが知られる。氷上郡衙は西方約6.5kmの市辺遺跡隣接地に存在していたと推定されている。平川氏はこれらの点から山垣遺跡を丹波国氷上郡の東部支所と推定している⁽³⁾。

この平川氏の見解は妥当なものと言えよう。また、山垣遺跡では次のような点も注目される。まず、封緘木簡は、宛先が「丹波国氷上郡」と記されており、国外から直接郡衙の支所に差し出された可能性が高い。5号木簡にみえる「秦人マ新野百□〔 〕本田五百代」は、公田などを新野に請負耕作させる際の種糞や營料が支出されたことを示すとみられる。山垣遺跡からは農具が出土しており、耕作や春米作業もおこなわれた農業経営の拠点でもあったことが知られる。これらの点から、この郡衙支所が京の貴族などの位田・職分田あるいは公田の経営にも関与していたことを推察でき、後述するような公田経営施設や目代所としての機能もこの場で果たされていたと考えられる⁽⁴⁾。

山垣遺跡の所在地は竹田川・由良川を経由して日本海に通じる水上交通の終着点とも言うべき場所に位置している。丹後国の税物にも、このルートで運ばれ、ここから陸路で京に貢進されたものが少なくなかったとみられる。そうした水陸交通の要衝という立地が、この地に郡衙支所などを設けた要因であったと考えられ、他地域における官衙関連遺跡の性格解釈においても留意すべき点である。

国府内の郡衙別院 郡衙の支所には国府内に置かれた例もあったと推定されている。多賀城にともなう市街区である宮城県山王遺跡伏石地区で検出された「(表)解文案(裏)會津郡主政益繼」とある題籤は、国府に会津郡衙の支所が置かれていた根拠とされている。

国衙についても国内に支所を設けていた場合がありうるが、まだ確たる資料は見いだせない。

このように、末端官衙においても他国との交通の拠点として重要な役割を果たしていたところもあったことを念頭に置く必要がある。

(中山敏史)

〔注〕(1) 後述する館の別院であった可能性もある。(2) ただし、戸島遺跡の規模が兵庫県落地八反坪遺跡(初期野磨駅家)と類似していることから、7世紀後葉段階には、この地には気多評とは別の駅評のような支配拠点が置かれていた可能性も考慮すべきかもしれない。(3) 平川南「郡符木簡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、2003年。(4) 山中敏史「奈良・平安時代の山垣・七日市遺跡」『七日市遺跡と「氷上回廊」』春日町歴史民俗資料館、2000年。



図1 因幡国気多郡衙（上原遺跡群）と上光遺跡群（戸島・馬場遺跡）

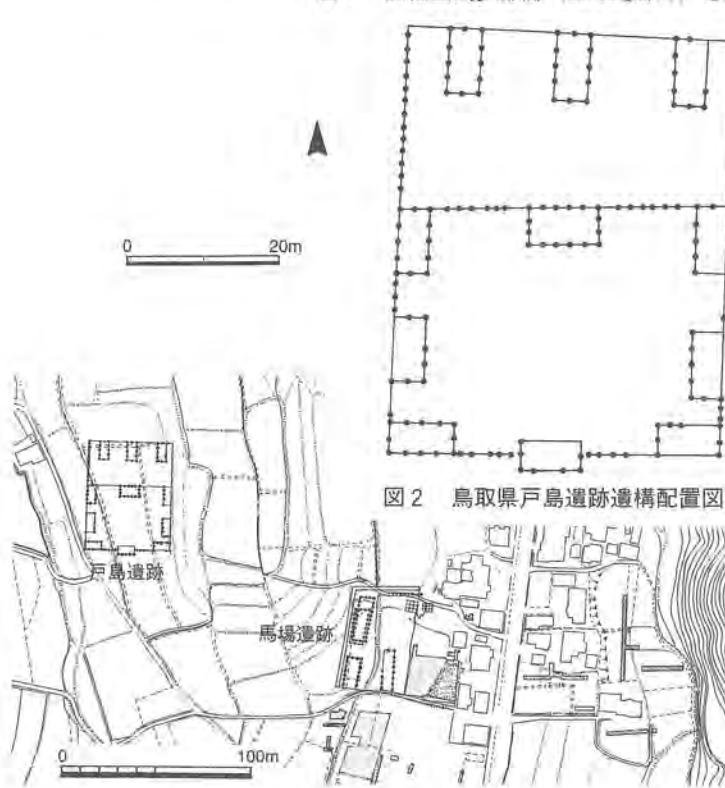


図3 戸島遺跡・馬場遺跡の位置関係

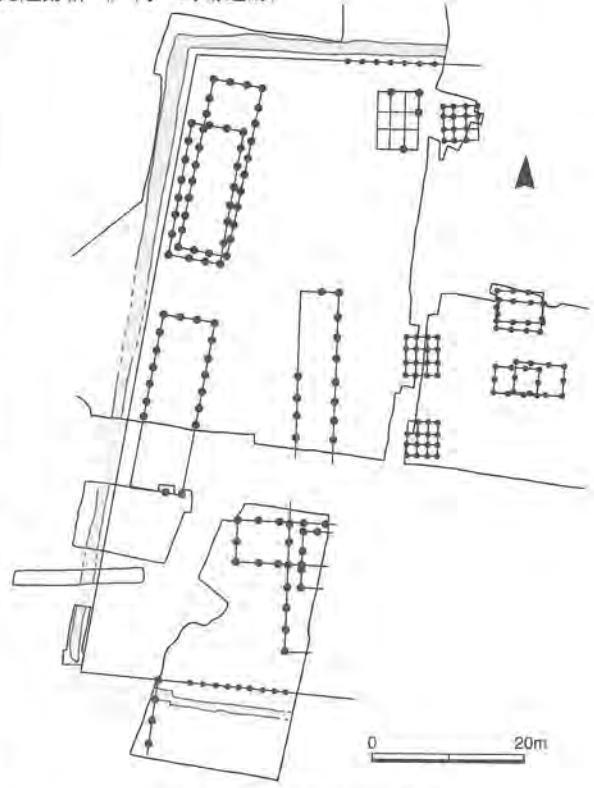


図4 馬場遺跡遺構配置図



図5 丹波国水上郡の郷配置と山垣遺跡

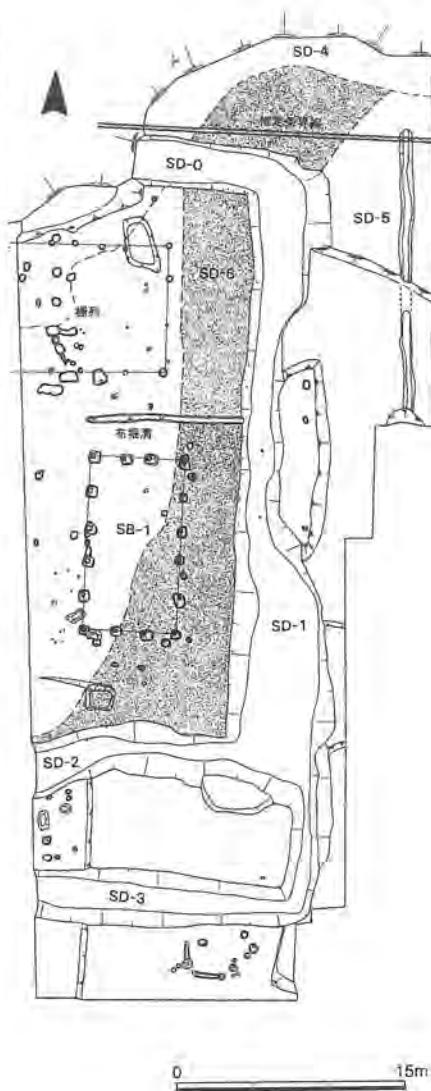


図6 兵庫県山垣遺跡遺構図

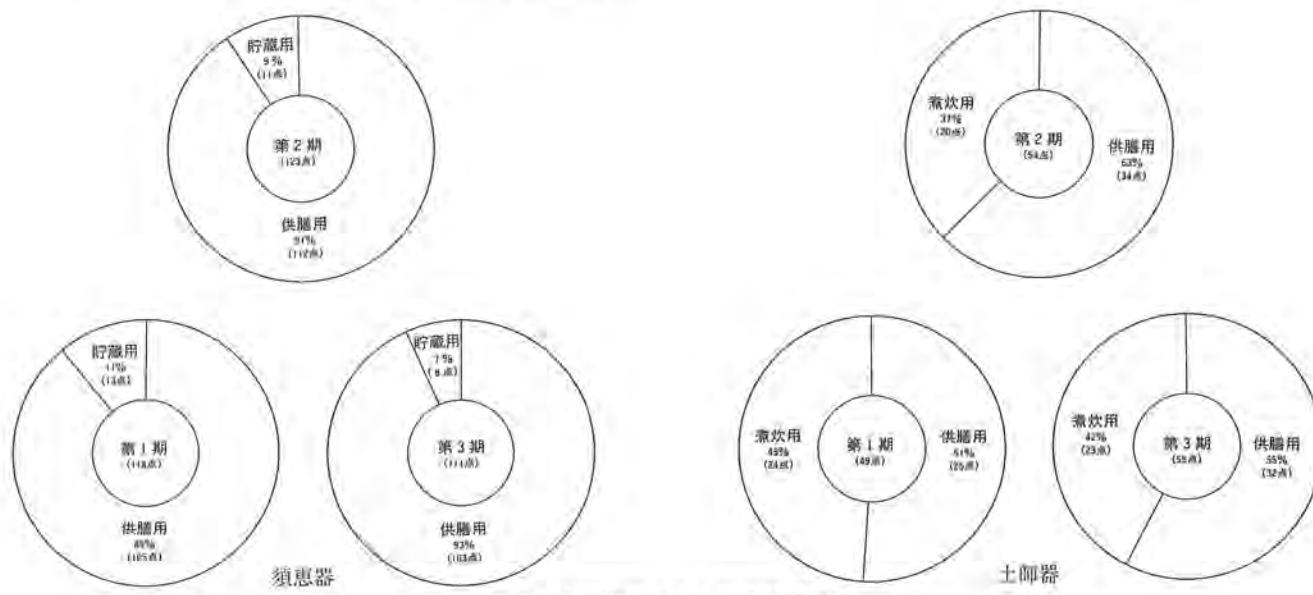
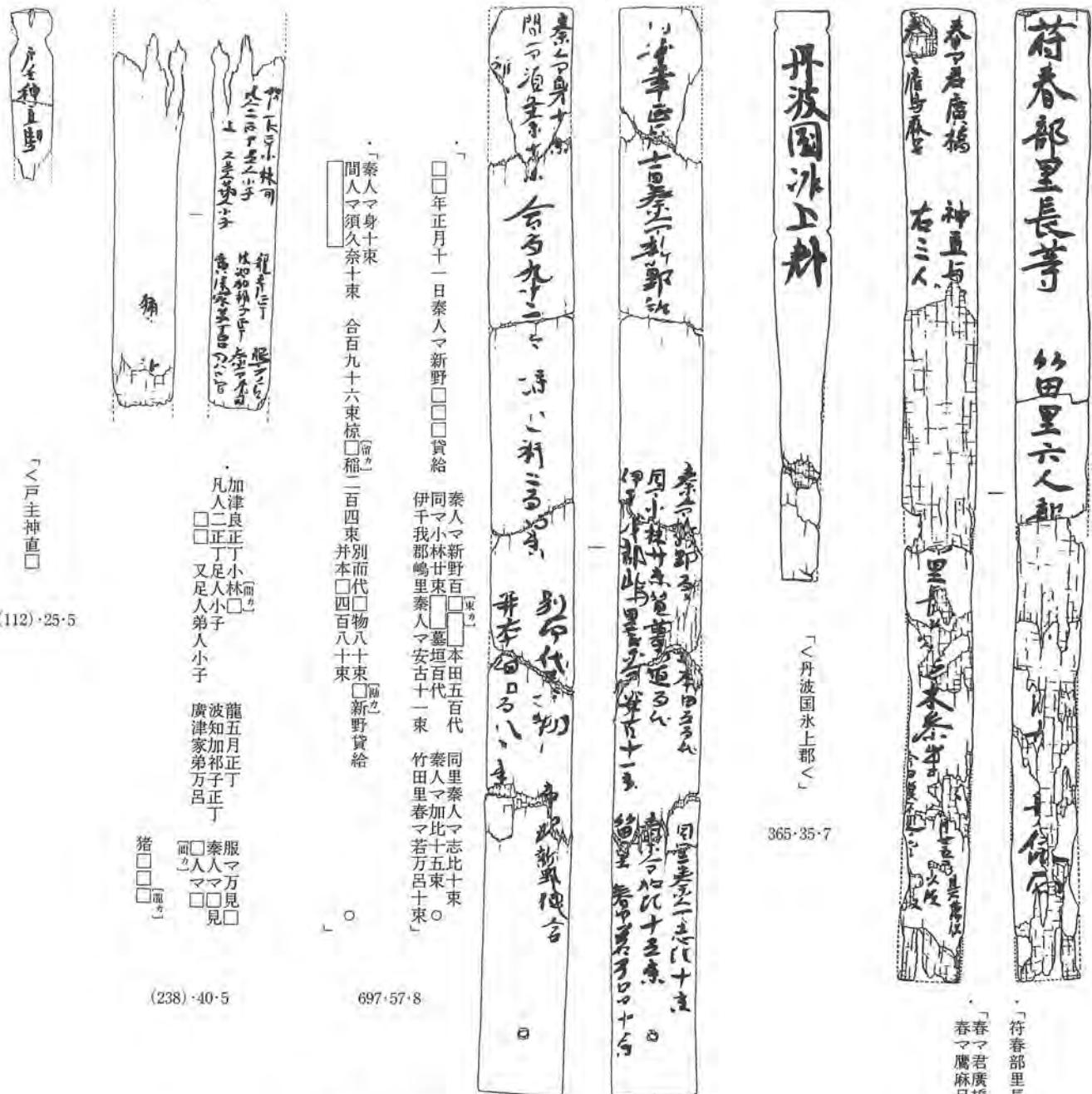


図7 山垣遺跡出土土器の器種構成



史料1 山垣遺跡出土木簡

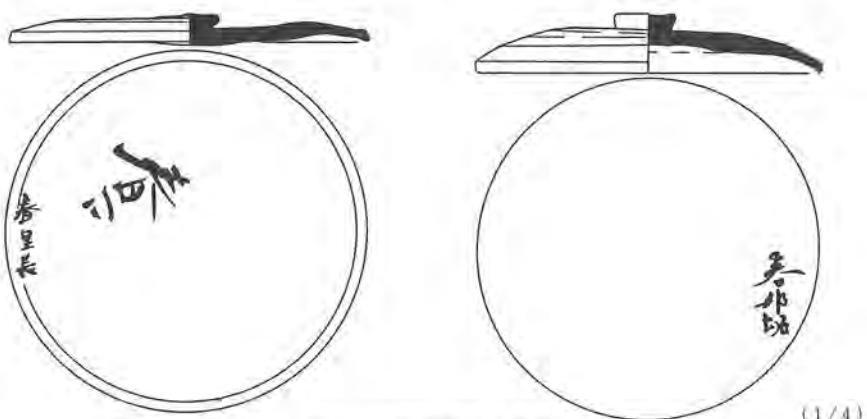


図8 山垣遺跡出土墨書土器

・「符春部里長等 竹田里六人部
・「春マ君廣橋
右三人 神直与□
・「部々里長第一足力木參出来 四月廿五日
今日莫不過急々
少碁萬侶

X-3 末端の税穀収納施設

正倉別院 田租や公出挙の穎穀を収納する官衙施設には、郡衙の一角に置かれた正倉院のほかに、郡衙とは別の場所に正倉別院が設けられている場合もあった。『出雲国風土記』意宇郡山国郷・舍人郷・山代郷・拝志郷条などには「有正倉」とみえ、8世紀前半以前から正倉の別院があったことが知られる。その出雲国意宇郡山代郷に置かれた正倉院が島根県山代郷正倉跡（団原遺跡）で検出されている。『越中国官倉納穀交替記』記載の砺波郡意斐村にみえる倉庫群も、天平年間から蓄積された不動穀を収納した不動倉を含んでいるように、正倉別院として創設された倉院であったとみてよい。また、栃木県多功遺跡と上神主・茂原官衙遺跡は下野国河内郡内に併存する遺跡で、ともに正倉群を伴っており、郡衙正倉と正倉別院の関係にあった^⑩。

郷倉 延暦14(795)年閏7月15日太政官符では、百姓の

納税の便を図るため、また火災による焼失の危険分散のため、郷毎に新たに倉院を設置する策がとられる。同年9月17日には、この策は穩便でないとして近接する複数郷の中央に一院を設けるよう変更される。この倉院を郷倉と通称している。ただし、この郷倉は、郡衙の管轄する正倉院とは別の郷独自の倉であったわけではなく、一か所に集中して置かれた郡衙正倉の分置策として設けられた倉院であり、正倉別院の一種である。

「上野国交替実録帳」群馬郡項にみえる「小野院」「八木院」は、小野郷や八木郷に別置された正倉院とみられ、上記の郷倉かあるいは早くから別置された正倉別院にあたると考えられる。群馬県大八木屋敷遺跡はこの「八木院」と関連づけられており^②、鳥取県殿屋敷遺跡も郷倉であった可能性があるが、まだ郷倉と確定できる遺跡例はない。しかし、この郷倉には空倉になった不動倉も遷造されることになっているので、郡衙正倉と同様の特徴がみられる可能性が高い。

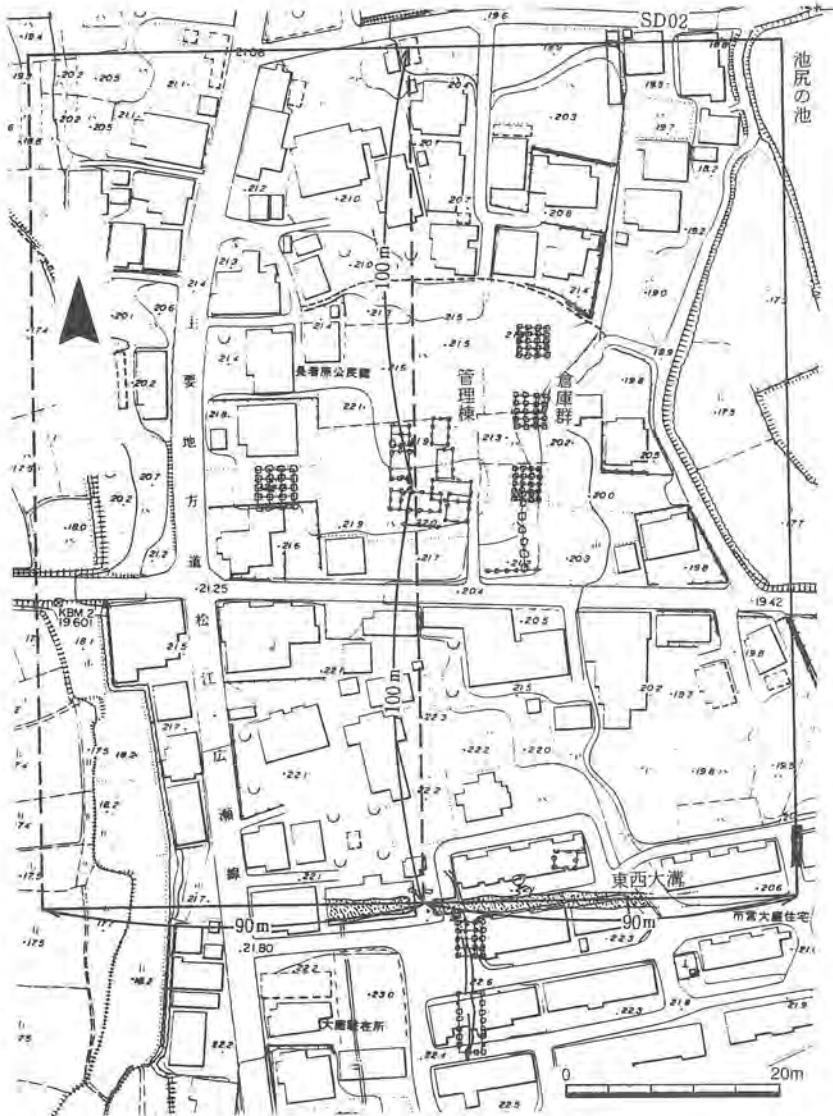


図1 島根県山代郷正倉跡（団原遺跡）



図2 山代郷正倉跡遺構変遷図



図3 下野国河内郡の遺跡分布図

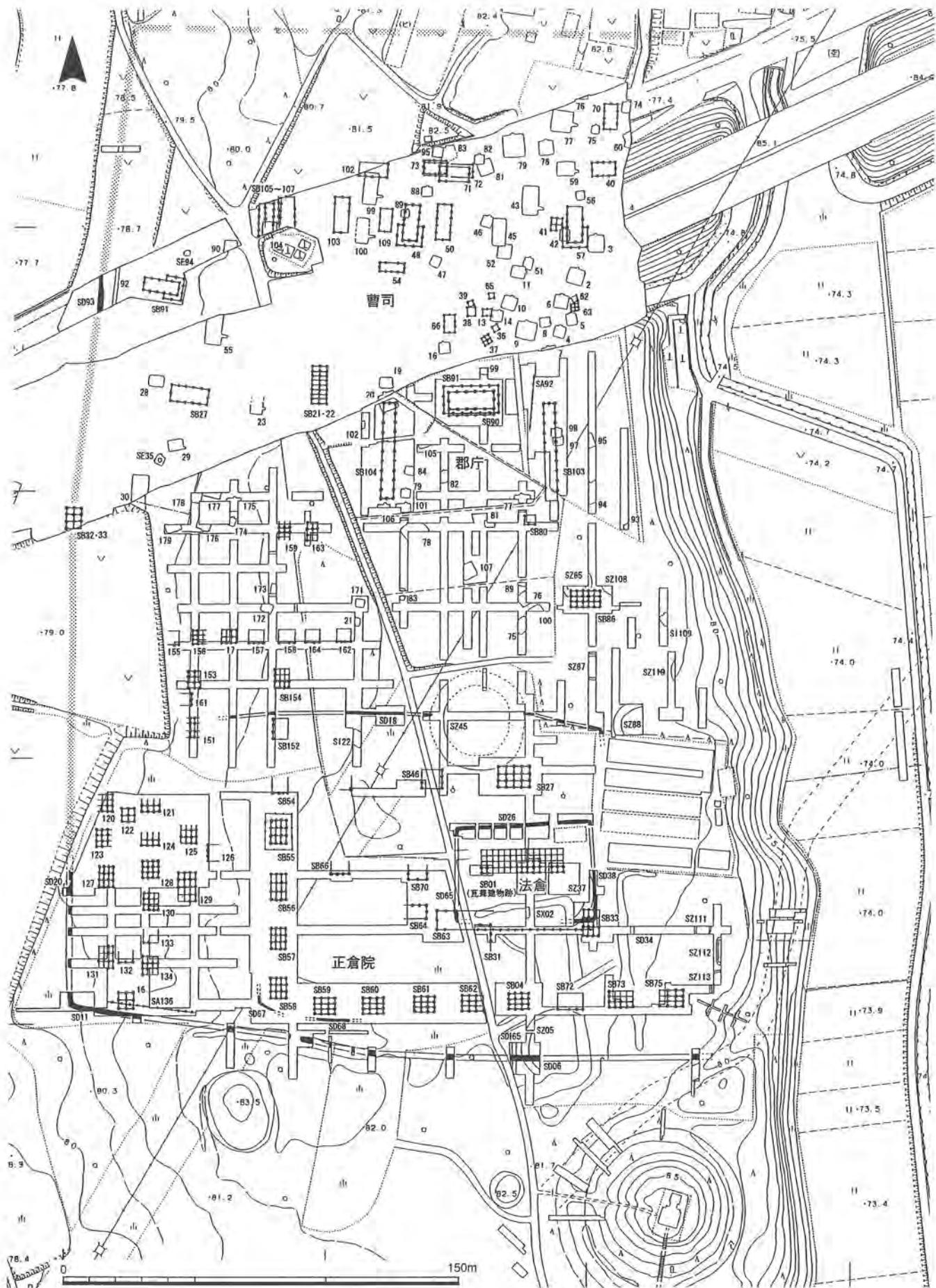


図4 栃木県上神主・茂原官衙遺跡遺構配置図

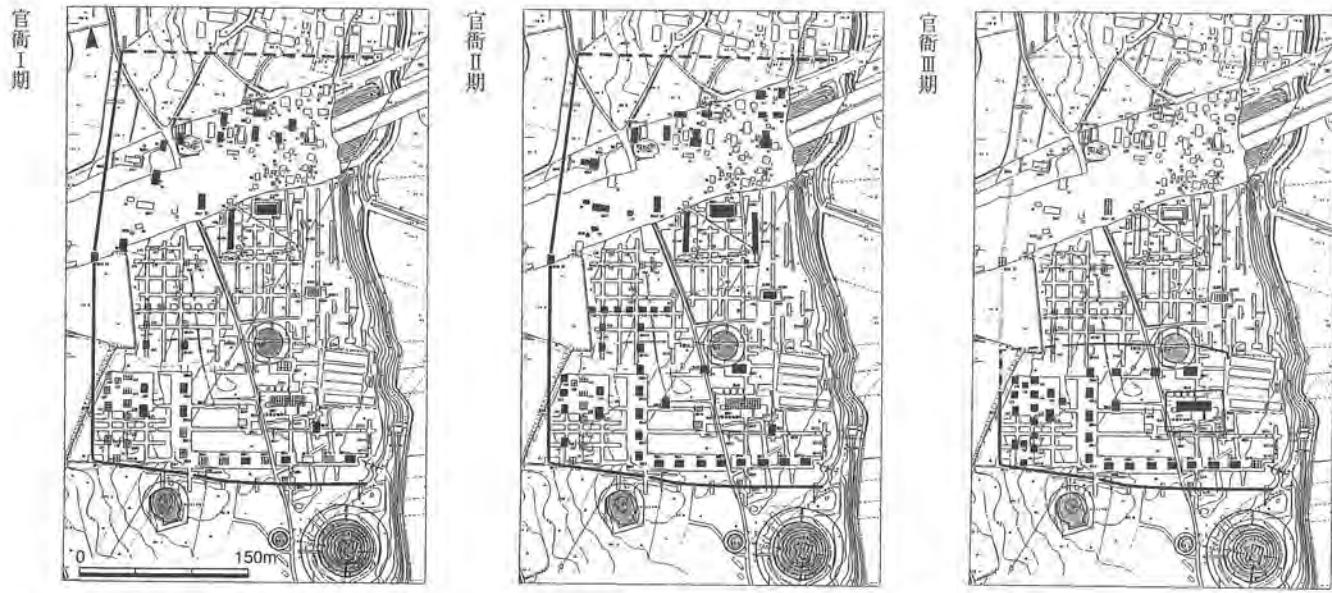


図5 栃木県上神主・茂原官衙遺跡遺構変遷図

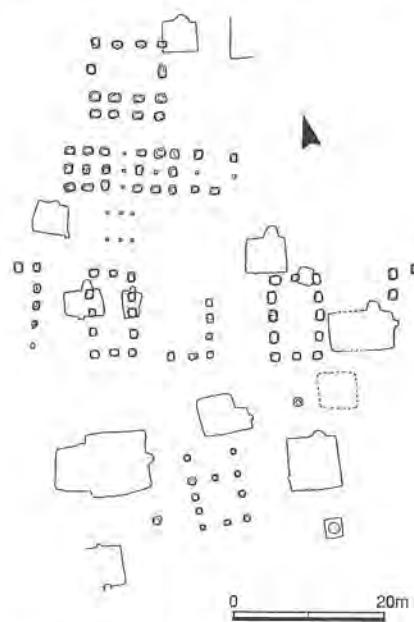


図6 栃木県西赤堀遺跡遺構図

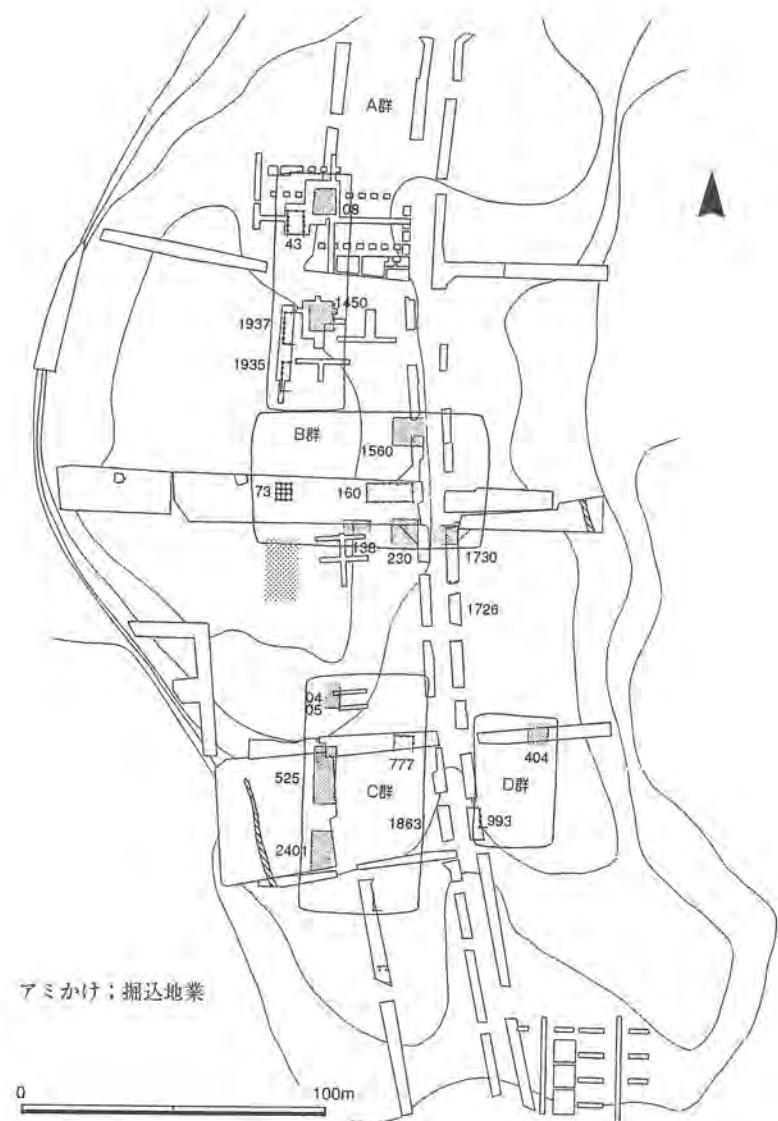


図7 栃木県多功遺跡遺構配置図

小院 弘仁14(823)年2月21日官符（『類聚三代格』卷15公營田佃事）や元慶5(881)年2月8日官符（『類聚三代格』卷15官田獲稻事）によると、大宰府管内に設置された公營田や畿内官田の穫稻の収納にあたっては、百姓の居の近くや營田の近くに「小院」を設け出納の便が図られている。この小院は、前掲弘仁14年官符では「田租納官両色」以外を収納するとされているので、出挙運用する穫稻の収納を主体とした倉庫群であったとみられる。

滋賀県西河原森ノ内遺跡（近江国野洲郡）は、稻の借貸や出挙等に関わる木簡、多量の粉穀層、掘立柱建物の検出などにより、公田（乘田）の経営施設に比定されている⁽³⁾。ここではプラントオパール分析により、穫稻からの脱穀作業が実施されていたことも推定されており、脱穀以前の穫稻倉庫や脱穀後の春米収納倉庫も存在していたとみてよい。

この遺跡例も勘案すると、公田の経営や穫稻収納にあたっては、すでに7世紀後葉ないし8世紀代から、そして九州・畿内以外の各地でも小院が設けられることが少なくなかったと思われる。したがって、総柱建物や側柱建物が集落の一角や集落に近接して計画的に配置されている場合には、この小院にあたる可能性も念頭に置く必要がある。静岡県東平遺跡、栃木県西赤堀遺跡などの掘立柱建物群はその小院の一例とも考えうる（図6・10）。

村里の借倉・借屋 『延暦交替式』天平勝宝元(749)年8月4日勅に「就村里借用他倉」とあるように、村里の倉が税穀収納施設として借用される場合があった。それには、集落や居宅などの倉屋が既存のまま正倉として利用された場合と、集落や豪族居宅などの倉屋が移築されたり、百姓の財力によって村の一角に新造されたりして、上記の小院のような姿を呈した場合とがあったと推定できよう。

この村里の倉庫は、穫稻収納が一般的であったので、前者のケースでは、その遺構だけから借倉・借屋を抽出することは難しい。後者の場合には、集落の建物と同質の建築技術による小規模な総柱建物や側柱建物が集落の一角に直列・並列に配置されているブロックが候補となる。たとえば、埼玉県丸山遺跡のL字型配置をとる掘立柱建物群の東西列の側柱建物などは借屋の候補になる一例である。また、前掲の東平遺跡・西赤堀遺跡などの例もこの借倉・借屋にあたるかもしれない。

しかし、丸山遺跡の例では西側列には廂付建物を伴うことから居宅とそれに伴う倉庫群であった可能性も残されている。したがって、借倉・借屋が倉庫群を形成するタイプを想定した場合でも、部分的な調査では小院や豪族の所有する倉庫群との識別は容易でない。したがって、しばしば集落で認められるこうした倉庫群とみられるブロックの性格については、多くの可能性を念頭に置き、建築技術や出

土遺物などの詳細な検討が必要である。しかし、いずれにしても集落や居宅にも税穀を収納した倉屋が存在し、官衙機能の一部を果たしていた場合がある点に留意したい。

里倉 昌泰4(901)年6月25日太政官符（『類聚三代格』卷20）に初見の「里倉」も、正税公廨雜稻等を本倉（正倉院）に收めず、百姓の私倉や私宅に収納したものと指す。その倉屋には榜札をかけて、出仕していた官司や貴族等の稱と称し、税稻を国郡に納めなかつた様が記されている。

この里倉も、集落や居宅などを構成する民間の倉そのものであり、遺構から里倉を識別することは困難である。10世紀代に正倉院が消滅していく背景の一つにはこうした動向があり、官衙の機能を吸収した民間施設が存在したことを見ている。官衙関連遺跡の中にはこうした里倉を伴う例が含まれている可能性もある。

郡稻倉 不破英紀氏によると、天平期に至っても郡稻の管理は郡司層に委ねられ、その収納は郡司の私倉によってなされ、出挙運用も私出挙運営と未分化のままであったという⁽⁴⁾。正税帳にみえる郡稻倉の収納量から推測される倉の規模は小さく、集落や居宅の倉庫と類似することも、不破説のような郡稻運用がなされる場合があったことを示すものかもしれない。すると、豪族所有の倉庫自体が、本来私的的な建物であったにもかかわらず、国郡経費などにあてる穫稻を収納した官衙施設としても機能していたことを意味する。もし、私稻と郡稻とが混在して収納されていたとすれば、官衙補完施設の一つということになる。

この場合も、小院、借倉・借屋、里倉と同様、倉庫遺構自体からは郡稻倉を識別することが困難で、文字資料など他の出土遺物と総合して判断すべきことになる。

路辺の郡稻倉庫 『続日本紀』和銅5(712)年10月乙丑条には、役夫や調庸物運脚夫らの往来にあたって、道中の食糧交易用として便地に郡稻を割き置くことが記されている。これは和同開珎流通政策の一環としておこなわれたものであるが、穫稻あるいは春米の倉庫が官道などの路側・便地に設けられ、公的交通を支える施設として機能していたことが知られる。したがって、路辺で検出された倉庫遺構の場合には、こうした別置された郡稻倉庫か否かの検討も必要となる。

（中山敏史）

〔注〕（1）8世紀中葉以前では、上神主・茂原官衙遺跡で政庁が検出されていることから、河内郡衙はここにあり、後に郡衙は正倉別院であった多功遺跡へ移転したと考えられている。（2）群馬県埋文調査事業団『群馬県埋蔵文化財調査事業団年報』12、1993年。本遺跡は、八脚門を伴うことなどを勘案すると、郡衙の支所としての機能も果たしていたともみられる。（3）山尾幸久「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」『木簡研究』12、1990年。（4）不破英紀「郡稻倉の管理形態よりみた官稻混合」『日野昭博士還暦記念 歴史と伝承』永田文昌堂、1988年。

「掠」〔直〕「𠂔」〔持〕之我「往稻者馬不得故我者反來之故是汝卜部」
「自舟人率而可行也其稻在處者衣知評平留五十戶旦波博士家」

丁未正月廿二日立春

申首稻

328•37-9 011

十一月廿二日自大夫前白奴吾賜題
而今日西尔寵命坐

373 • 27 • 6 011

又中直五十口五十口

(121)-22-2 019



図8 滋賀県西河原森ノ内遺跡

史料1 西河原森ノ内遺跡出土木簡

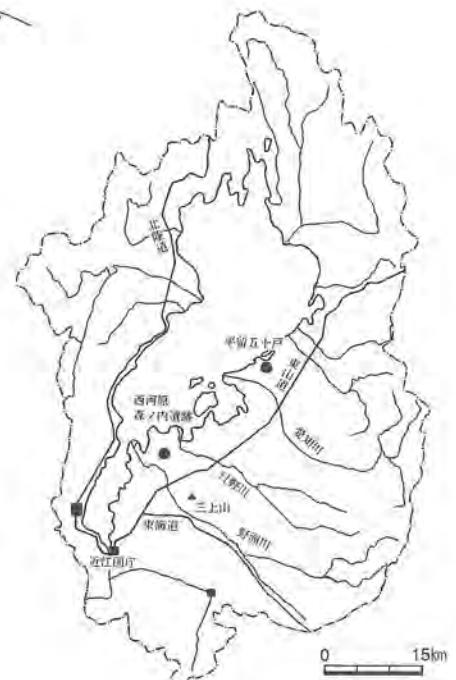


図9 西河原森ノ内遺跡位置図

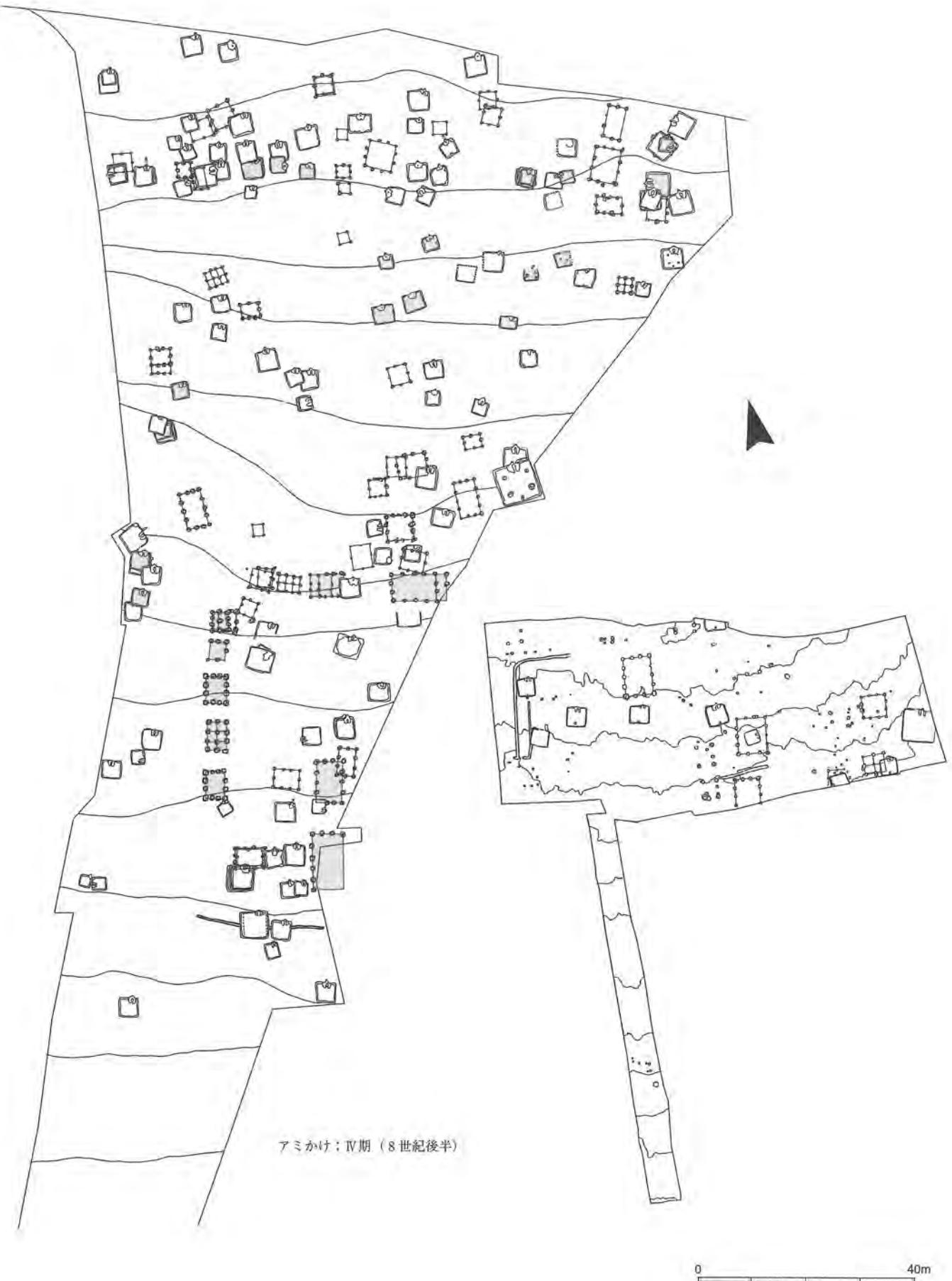


図10 静岡県東平遺跡

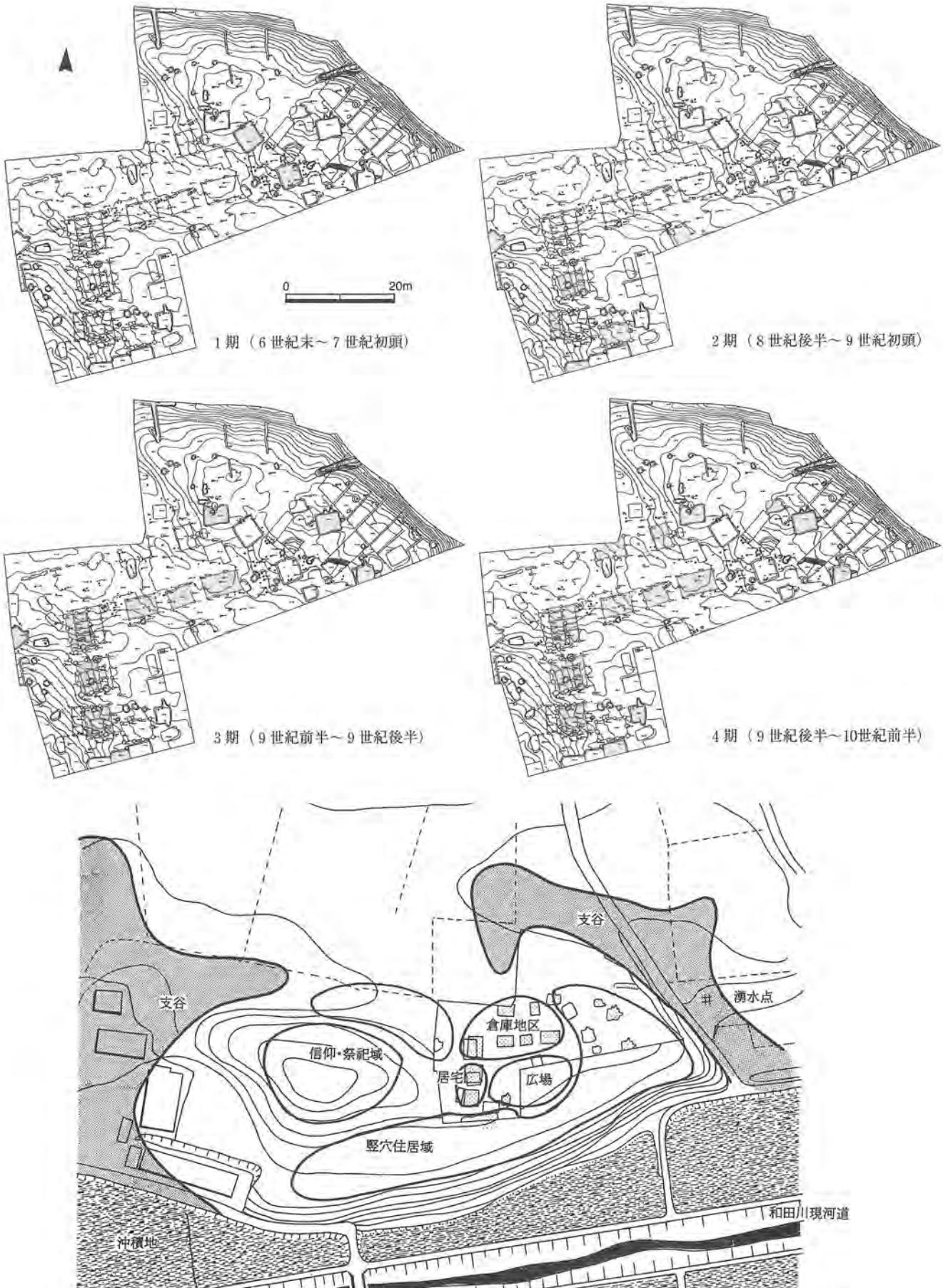


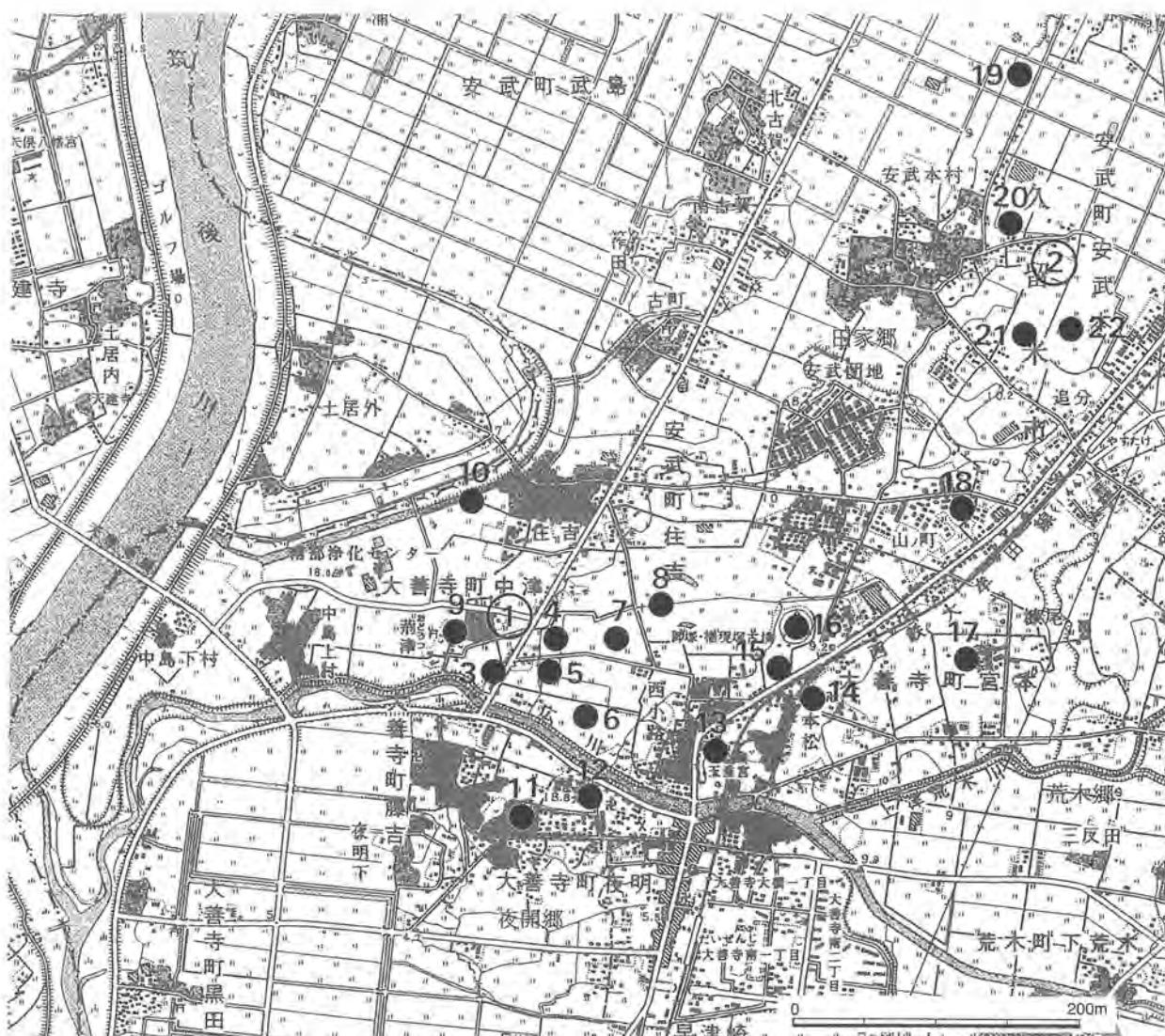
図11 埼玉県丸山遺跡遺構変遷図

X-4 その他の末端官衙

別置された曹司　国衙・郡衙の曹司には国郡衙とは別の場所に置かれたものもあった。官営工房はその一つである。天平期の正税帳などには国衙が高級織物や武器などの生産に直接関与した例がみえる（VI-4参照）。茨城県鹿の子C遺跡は武器生産などにあたった国衙工房の好例である（『官衙I』26頁図5参照）。官営工房には官衙や国分寺の造営に伴う材木や瓦などの資材、鉄・銅・塩・土器などの生産にあたる組織も存在した。また、調庸布などの税物にも

官営工房で生産・調製されたとみられるものがある^①。

福岡県野瀬塚遺跡は、長大な建物を含む南北棟主体で構成される遺跡で、筑後国三潴郡の郡司官職名を記した「三万大領」「三万少」などの墨書き土器が出土している。郡衙は南西に約2.3km離れた道藏遺跡に比定されている。この道藏遺跡でも計画的な建物配置がみられ、「大領」「三万少領」などの墨書き土器が出土している。野瀬塚遺跡は、この郡衙から離れた場所に設けられた郡衙工房である可能性が指摘され、調庸布などの織製工房かと推定されている^②。その実務内容については検討の余地があるが、いずれにしても別置された郡衙曹司とみられる一例である。



- | | | | | | |
|--------------|----------|----------|----------|---------------------|---------|
| 1 道藏遺跡 | 2 野瀬塚遺跡 | 3 蓮輪遺跡 | 4 夫婦塚遺跡 | 5 天神免遺跡 | 6 御供田遺跡 |
| 7 伽藍田遺跡 | 8 汐入遺跡 | 9 莉津氏館跡 | 10 碇遺跡 | 11 乙名塚（伝筑後國守道君首名墓地） | |
| 12 中寺遺跡 | 13 大善寺遺跡 | 14 一本松遺跡 | 15 御塚古墳 | 16 権現塚古墳 | 17 東裏遺跡 |
| 18 銚子塚古墳（消滅） | | 19 塚畠遺跡 | 20 念仏塚遺跡 | 21 今泉遺跡 | 22 坂本遺跡 |

図1 福岡県道藏遺跡（筑後国三潴郡衙推定遺跡）・野瀬塚遺跡周辺の遺跡分布

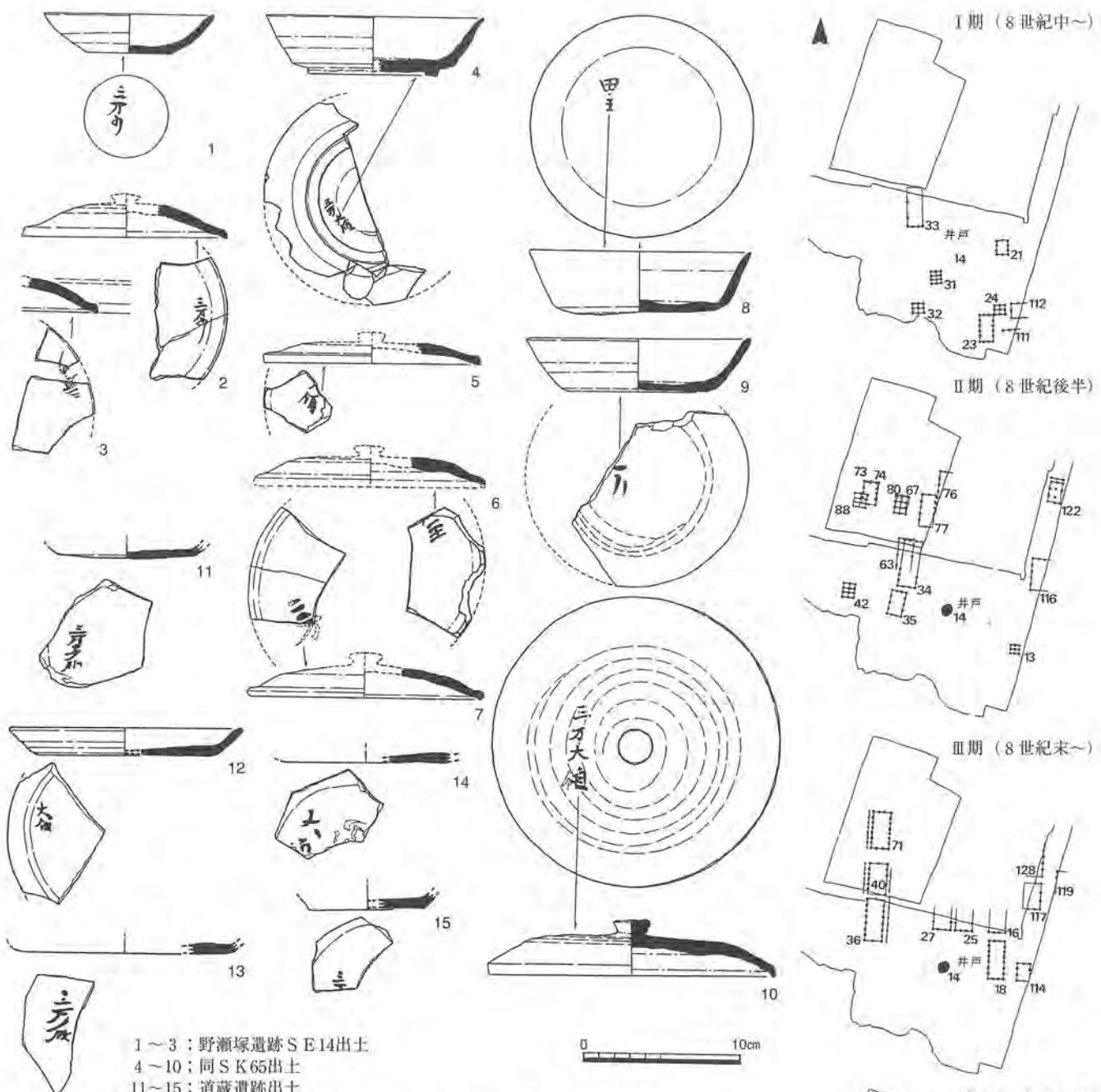


図2 野瀬塚遺跡・道藏遺跡出土墨書土器

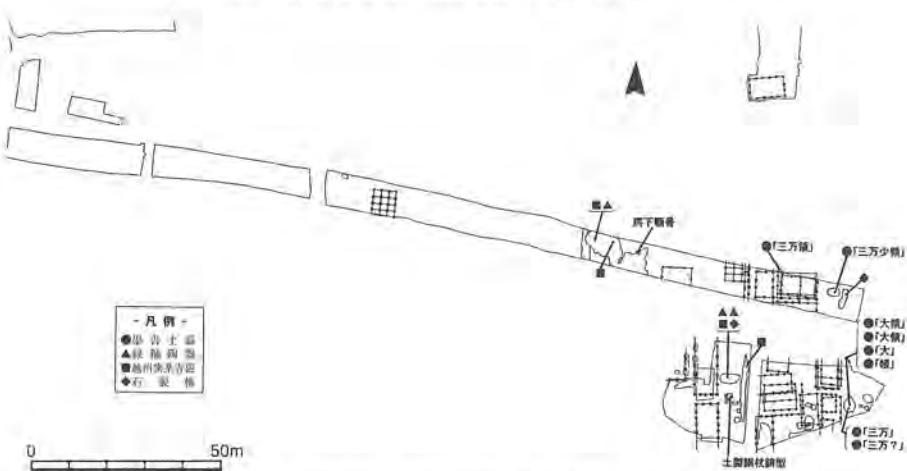


図3 道藏遺跡の遺構配置と墨書土器出土位置

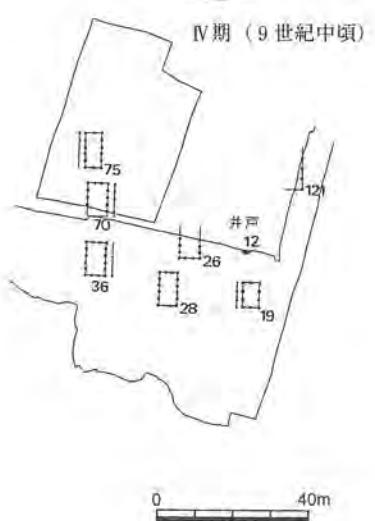


図4 野瀬塚遺跡遺構変遷図

厨家の出先施設 大阪府円明遺跡（河内国安宿郡衙）の「郡田」、滋賀県斗西遺跡の「厨田」の墨書土器は、郡衙直轄の田畠の存在を示唆する資料である。乗田を利用した「国厨田」（『類聚三代格』卷15、貞觀18年閏6月25日官符）や「伝馬料田」（『平安遺文』2-339、尾張国郡司百姓等解）はその一例であろう。また、新潟県的場遺跡では、掘立柱建物、多量の魚撈関連遺物、製塩土器、木簡、帶金具などが検出されており、8世紀前半から9世紀中葉にかけて水産物関連物資を管理した遺跡と推定されている。木簡には夷狄に対する「饗給」を示唆する「狹食」の記載もみられ、越後国衙の国厨家出先機関が置かれていたとみられる。

このように、田畠の経営あるいは塩・海産物などの食糧調達にあたっては、現地に国厨家や郡厨家の出先施設が設けられていたこともあったと考えられる。

館 館にも郡衙とは別の場所に設けられたものがあった。前述したように、館は複数あり、福岡県長野A遺跡・寺田遺跡の「企救一」「企貳」の墨書土器は、「一館」と「二館」が別の場所に存在したことをうかがわせる。また、千葉県山田水呑遺跡出土の墨書土器「山口館」は、下総国山辺郡山口郷に別置された館を意味する可能性がある（図6）。

また、後述する渡河点などにも川待ちで滞在する公的使臣らが利用する館が設けられていた可能性があろう。

また、国司館にも、国衙から離れた場所に置かれ、国司の経済活動の拠点として職分田経営や出拳経営などにあたっていたものも存在したと推定されている⁽³⁾。

布施屋 渡河点や峠の難所などには運脚夫などの往来に備えた布施屋が設けられることがあり、国家を維持する交通施設としての機能を分担していた。大和国十市郡に置かれた東大寺の布施屋には倉や桁行15間の廂付板屋がみえるので（『大日本古文書』6-120）、交通の要衝で検出された倉や長舎遺構の性格としては布施屋も考慮すべき対象となる。

X-5で述べるように、渡河点の布施屋の造営に際しては、仏教思想が大きな役割を果たしていたとみられ、知識によって造営された布施屋もある。

ただし、布施屋の場合は、運脚・役夫などの宿泊供給施設であるので、施設としての格式は低く、建築技術的にも通常の地方官衙施設より劣っていた可能性もある。

津・市 国府津・郡津や市にも国衙・郡衙から離れた場所に設けられたものがあったと考えられている。岡山県百間川遺跡は国府津関係の施設とみられている一例である。

伝馬所 また、赴任国司などの伝馬使が利用した伝馬や伝子は、郡衙に配属されていたものと、郡衙とは別の場所に配置されたものとが存在した可能性が高い。『三代実録』貞觀6(864)年12月10日条に「駿河郡帶三駅二伝」とあるのは、少なくとも郡衙以外にも伝馬の配置された場所が存

在したことを示す史料である。これを足利健亮氏にならい伝馬所と仮称したい。

送迎の場 國家の交通機能を支えた場としては、國司などの迎送の場もあげることができる。河内国安宿郡内に位置する大阪府駒ヶ谷遺跡では「古厨」の墨書土器が出土している。この墨書は隣郡の古市郡衙の厨家がこの場所での供給に動員されたことを示している。この場所は竹ノ内街道沿いで大和国との国境に近く、国境を越えて往来する公的使臣らの迎送供給の場として機能していた可能性が高い。国境や郡境に位置する遺跡の場合には、このような公私送迎の場という性格についても考慮する必要がある。

目代所 次の平城京二条大路木簡には目代所がみえる。

[]

・目代所 駿河国有度郡當見郷 宇度
・ 従七位下□□林朝臣

この目代所は「税などの物資の収納と中央への貢進を管理した現地代官的な組織」で皇后宮の所管であったと推定されている⁽⁴⁾。国衙が、中央貴族・寺院の封戸や中央官衙直轄の封戸などから徴税し輸京する役割を果たすためには、このような現地代官的な組織が別に設けられていたとみられる。そして、目代所は国衙・郡衙と連携しながら税物貢進などの機能を果たしていた可能性が高い。前述した兵庫県山垣遺跡は、氷上郡衙東部支所で中央貴族か官司の職分田耕作などにも関与した目代所としての機能をも果たされていた可能性を示唆している（X-1参照）。

国分寺の下部組織 須田勉氏は、下総国山辺郡山口郷の大網山田台遺跡群などから出土している墨書土器「山邊万所」「山万所」について検討し、上総国分寺の財政基盤を確保する寺家の下部経営組織を示すと解している⁽⁵⁾。「所」は下野国府出土木簡に「郡雜器所」とみえるように、国政段階に限定使用されているわけではないので、山辺郡衙の下部機関や目代所を指す可能性も残ると思われる。しかし、このように官寺の下部組織が村里に設けられていた可能性も十分念頭に入れた検討が必要であろう。

調庸物の一時的保管施設 このほかに、郷内の税物徵収・合成・一時的保管施設などが郡衙の出先施設として設けられていた可能性もある。 （中山敏史）

〔注〕(1) 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。
(2) 松村一良「西海道の官衙と集落」『新版古代の日本3 九州・沖縄』角川書店、1991年。(3) 鬼頭清明「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。(4) 中林隆之「東大寺封戸の形成と皇后藤原光明子」『国立歴史民俗博物館研究報告』93、2002年。(5) 須田勉「国分寺と山林寺院・村落寺院」『国士館史学』10、2002年。



図5 千葉県山田水呑遺跡

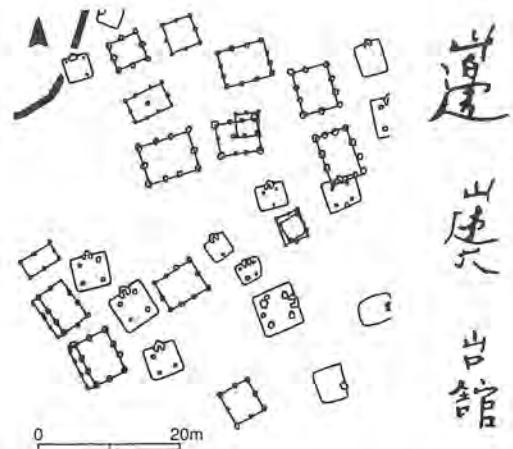


図6 山田水呑遺跡B地区建物群と土器墨書

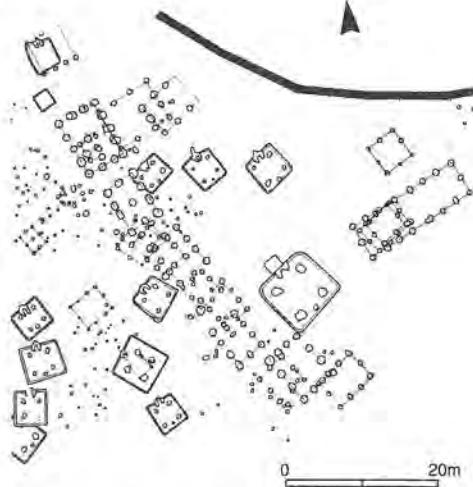


図7 山田水呑遺跡D地区主要部建物群

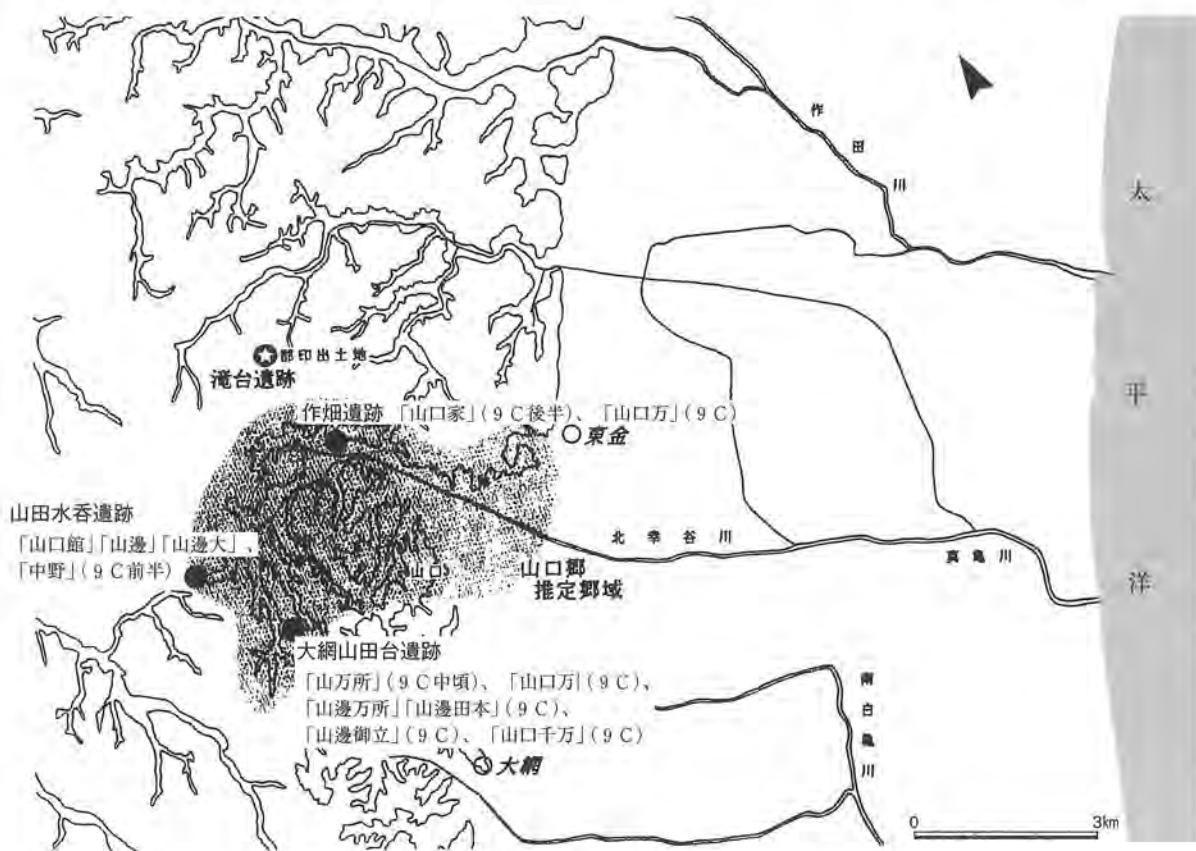


図8 下総国山辺郡山口郷と関連遺跡出土墨書土器銘

X-5 官衙補完施設

郷家（里家） 『令集解』儀制令春時祭田条によると、春時祭田の日に村の人々が集い「郷飲酒礼」という饗宴が催された。この饗宴は、尊長養老の道を知らしめ、国家の法を告げる場であった。その酒食はもとは村内での出挙によって準備されていたが、養老令制定段階では酒肴等の経費は公廨から支出されるようになった。古記には、この郷飲酒礼の備設において「郷家」が責を負ったことがみえる。

この「郷家」を郷段階の官衙と解するか、郷長の家とみるとかで議論があるが、前述したように後者が妥当であろう（X-1 参照）。しかし、律令国家の秩序を維持し法を周知せしめる郷飲酒礼という饗宴に際して、郷家は酒肴準備をはじめとして郷飲酒礼遂行の責務を負っていたと考えることができる。この春時祭田条にその一端がうかがえるように、郷長の家は私的な居住施設でありながら、国家による地方支配遂行の一翼を担っていたわけであり、官衙を補完する補助的施設としても機能していたとすることができる。

栃木県多功南原遺跡は有力層の居宅二か所を含む集落遺跡である。そのうち東南部の居宅では須恵器大甕多数を収納していたとみられる側柱建物や硯が検出されている。大甕には酒の醸造・貯蔵などの用途を推定でき、上記の郷飲酒礼の酒肴設備との関係を想起させる。また、硯は居宅で事務処理などもおこなわれていたことを示している。

また、多功南原遺跡ではこの遺跡が属する郷名を記した「三川」の墨書土器が出土している。また、滋賀県野洲郡内では、複数の遺跡からそれぞれの所属郷名を記した墨書土器が出土しており、前掲の兵庫県山垣遺跡やそれに近接する七日市遺跡からも「春部坏」「春マ」「春部郷」の郷名墨書土器が出土している（219頁図8）。これらの郷名墨書土器は、各郷所属の食器が準備されていたことを示すものであろう。この郷所属の食器は、郷飲酒礼の場で使われたり、また、郷内を巡行する国司・郡司への供給、国衙・郡衙やその出先施設に出向いた給食活動、あるいは当郷所属の徭丁らに対する給食用食器などとして用いられたものとみられる。こうした食器も日常的には郷家あるいは社首の居宅などで管理されていた場合が多かったであろう。

このように、各郷内には末端行政の遂行を補完していた民間施設や場が存在していたと言えよう。

税物加工集落 静岡県藤井原遺跡や御幸町遺跡は、堀型土器が多数出土することから調堅魚の加工など「国府に付属した水産加工センター的な役割を果たしていた」と想定されている⁽¹⁾。これらの遺跡は堅穴建物群主体で構成される集落であり、集落の中にはこのように貢進用税物の集荷

や集中的加工などをおこない、官衙の徵税輸京業務の一翼を担っていたものも存在した。こうした官衙機能を補完する集落についても大いに注意を払う必要がある。

寺院 寺院の中にも広義の公的交通機能の一端を担ったものが存在した。群馬県上西原遺跡は建物配置等から寺院跡とみられる遺跡であるが、「大守」「大口」「目」などの墨書土器などが出土している。これらは、国司の巡行などに際して寺院が給食の場とされたことを示す可能性がある。

また、『類聚三代格』承和2（835）年6月29日太政官符によると、浮橋や布施屋の造営、渡船の設置を大安寺僧に指揮させ、国司とともに講読師をその検校や修理にあたらせている。この史料は、行基による架橋記事、宇治橋断碑からうかがえる僧道昭による架橋勧進⁽²⁾なども参照すると、渡河点施設や津泊施設の造営にあたって仏教思想が大きな役割を果たしていたことを示している。したがって、河川や海岸近くの寺院の中には、山城国の泉橋寺のように、渡河・渡海関連施設の造営修復や渡河や水上交通などの安全祈願の拠点となって、国家の交通システム・税物貢進システムを支える機能を果たしていたものがあった可能性がある。寺院跡の調査研究にはこうした視点も考慮すべきであろう。

その他の官衙補完施設 静岡県伊場遺跡や兵庫県吉田南遺跡・佐賀県吉野ヶ里遺跡などでは、郡衙に隣接して小規模な倉庫群が多数造営されていることが明らかにされている。この総柱高床倉庫を主とした構成は集落の一部とはみなしがたく、郡衙と密接な関係のもとに設けられた民間施設とするのが妥当で、借倉あるいは郡衙の維持・運営に必要な物資調達や税物集散といった交易活動を補完する倉庫の役割を果たしていたと推察できよう。

また、駅戸集落なども、それ自体は官衙ではないが、駅馬の飼育や駅子の供給など駅家の機能を維持した官衙補完施設として位置づけることができるし、豪族居宅自体も官衙機能の一端を担っていた蓋然性が高いであろう⁽³⁾。

官衙関連遺跡として把握されている例には、このほかにも多様な末端官衙が少なからず含まれていよう。したがって、その遺跡ではどのような機能が果たされていたかを総合的に検討し、あらゆる可能性の中からその遺跡の性格を絞り込む方法をとるのが賢明である。（中山敏史）

〔注〕（1）原秀三郎「兵庫県三条九ノ坪遺跡出土の壬子年木簡と大化年号問題」『国史研究室通信』18、京都大学国史研究室、1999年。（2）仁藤敦史「調・庸の貢進と地方財政」『静岡県史通史編1 原始古代』1994年。（3）廣瀬和雄「畿内の古代集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』22、1989年。

〔参考文献〕 山中敏史「律令国家の地方末端支配機構－研究の現状と課題－」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』奈文研、1998年。

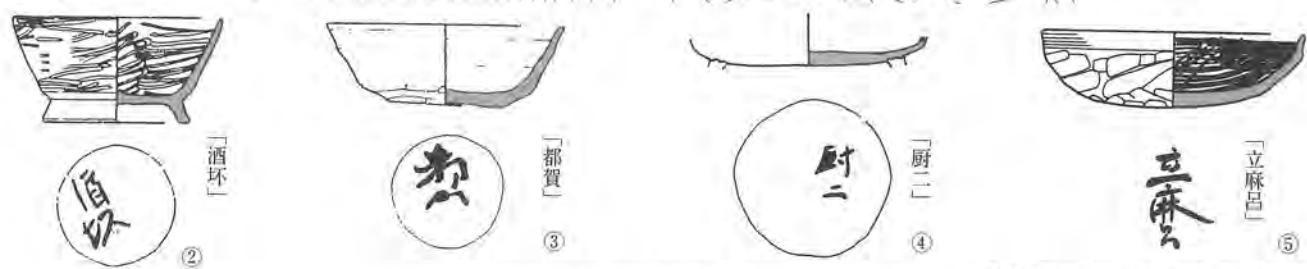
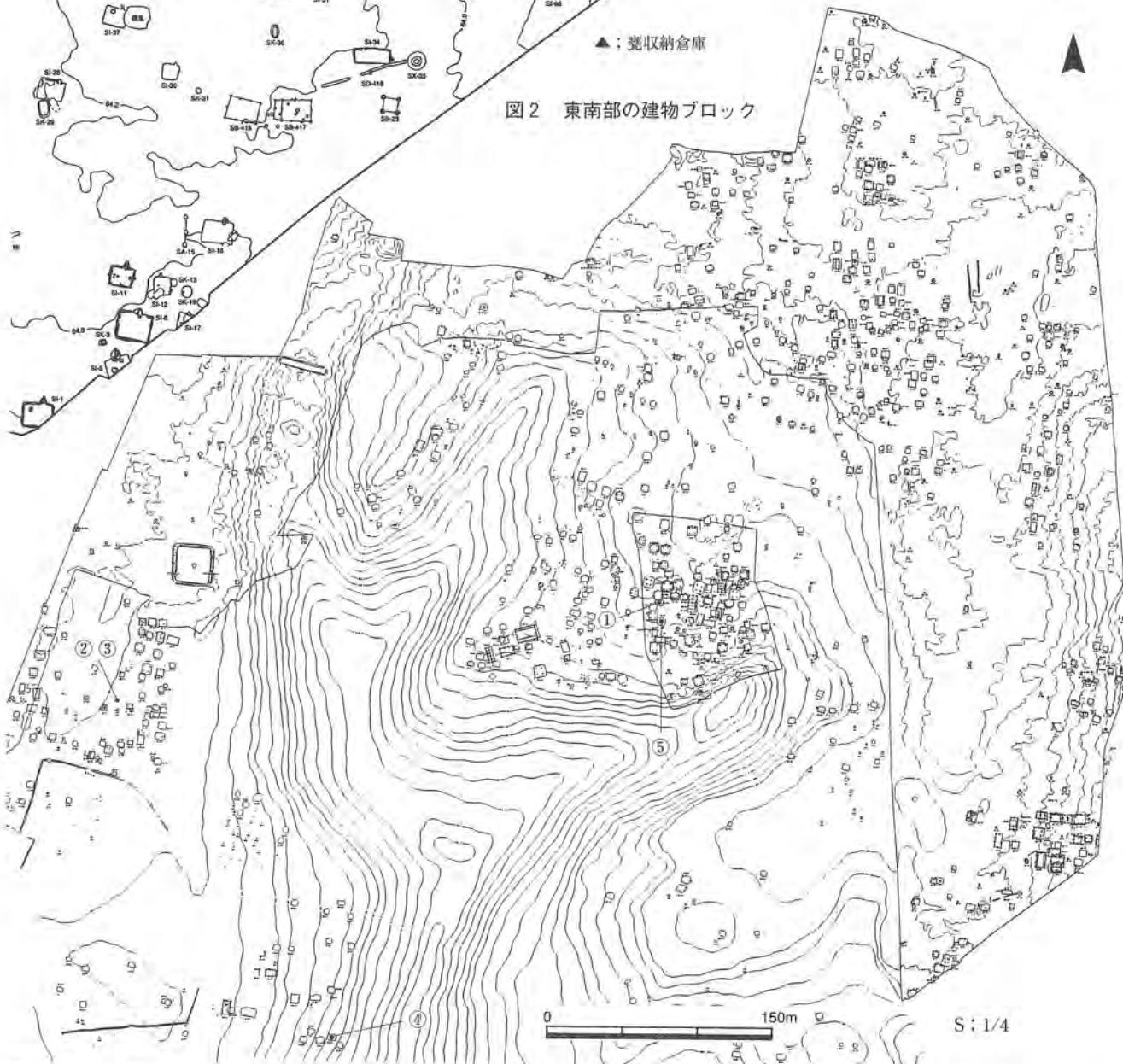
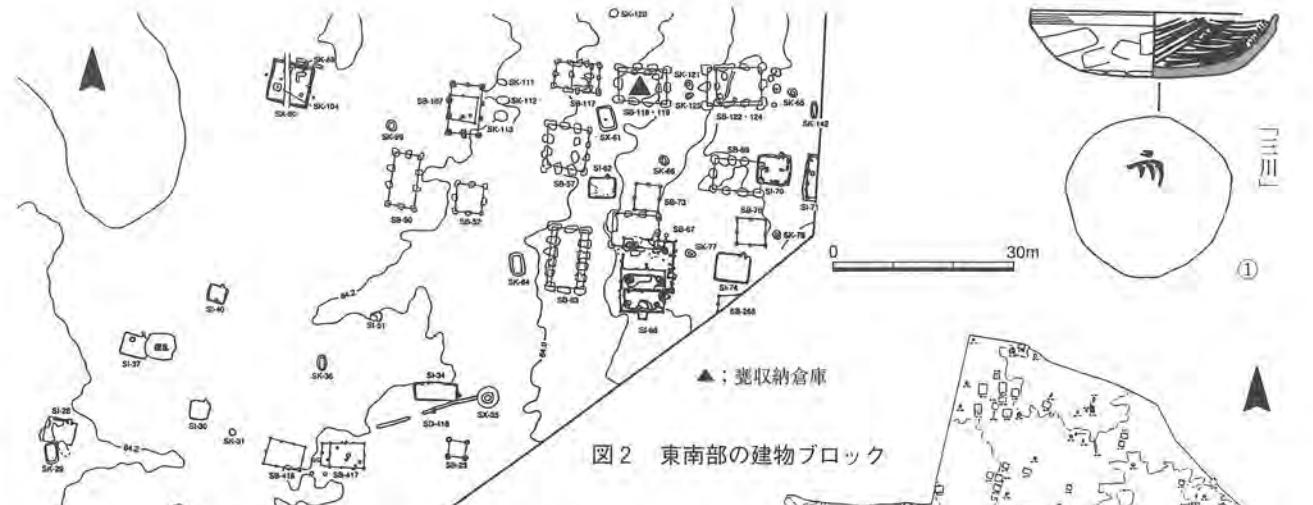


図1 栃木県多功南原遺跡遺構図と出土墨書き土器

土器番号は図中の出土位置番号と一致



図3 静岡県藤井原遺跡・美幸町遺跡と周辺遺跡

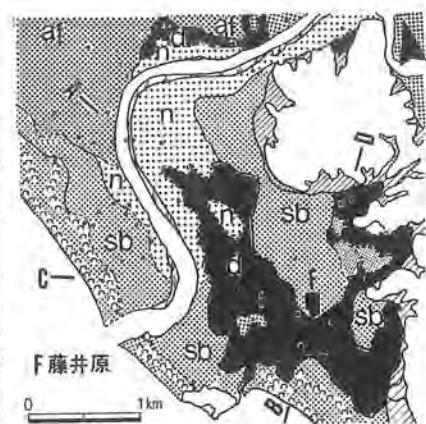


図4 藤井原遺跡周辺の地質

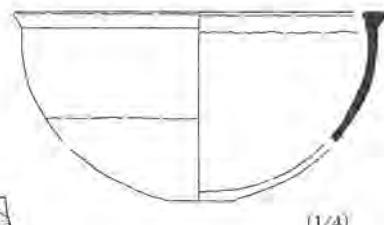
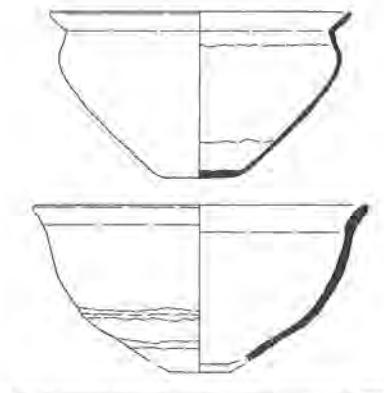


図5 藤井原遺跡出土堀型土器

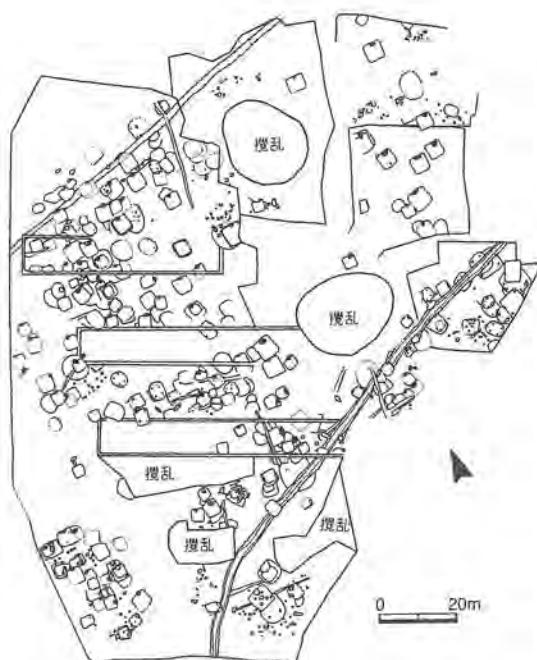


図6 美幸町遺跡遺構配置図



図7 藤井原遺跡律令期の遺構

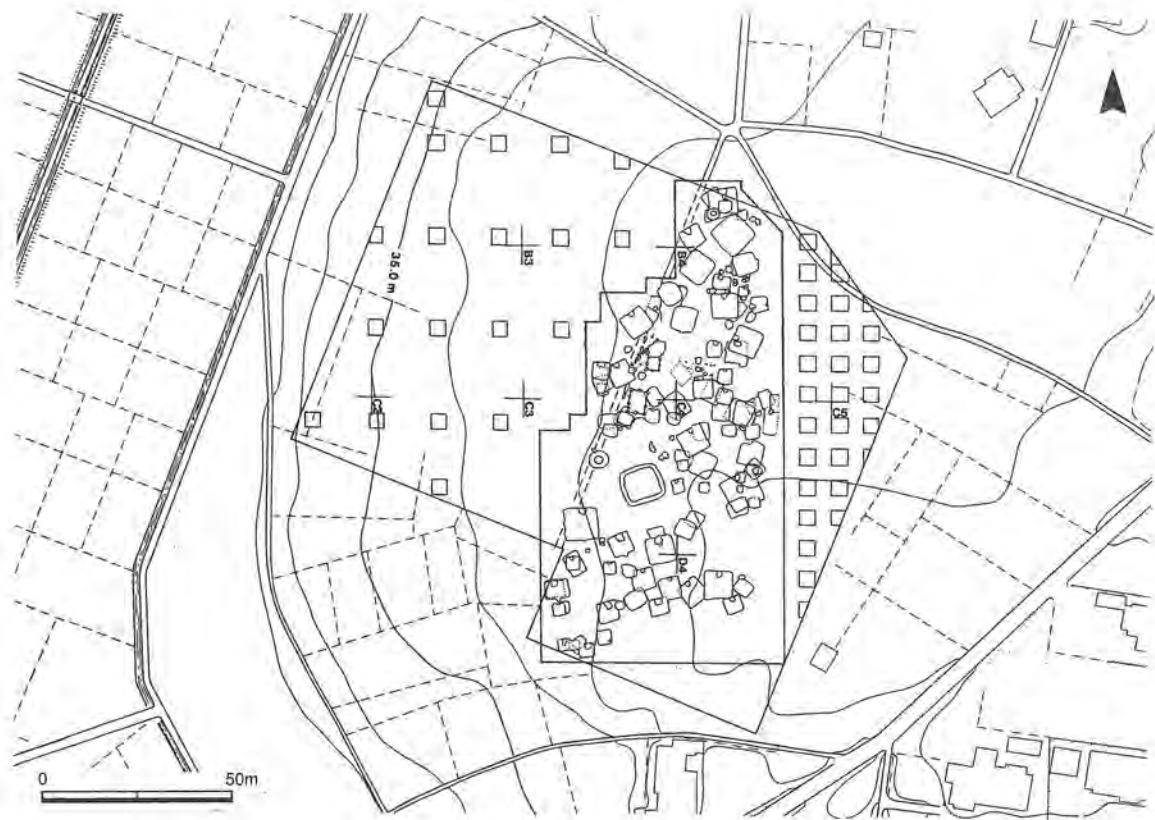


図8 茨城県大塚新地遺跡全体図

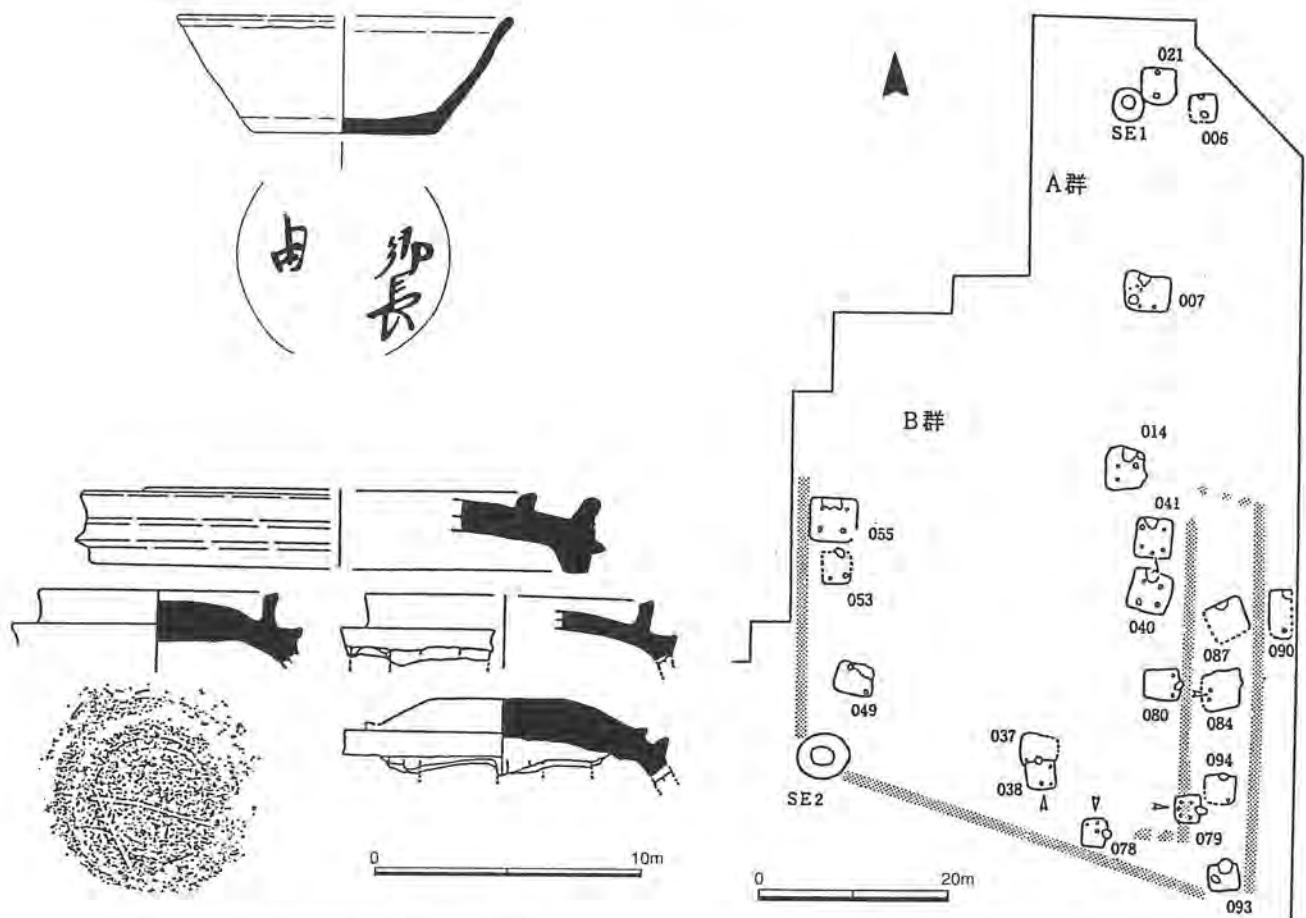


図9 大塚新地遺跡出土の墨書き土器と硯

図10 大塚新地遺跡Ⅲ期（9世紀中葉）遺構配置図

X-6 地方豪族居宅

地方の政治的・経済的有力者である豪族⁽¹⁾の居住施設であり、また農業等の經營拠点でもあった施設に地方豪族居宅（以下、居宅と略す）がある。この居宅も末端行政の一翼を果たした官衙補完施設の一つと推測しうる。ここでは、その施設を中心に整理し、官衙施設との異同等について触ることにする。

居宅の空間的構成 居宅は、居住・家政関係施設の空間と収納施設の空間とで構成されるのが一般的である。

居住・家政空間は、主屋、副屋、竈屋・納屋などとみられる数棟の建物群、主屋前面の中庭などを主要な構成要素とする。主屋が中庭とセットになる傾向は、主屋・広場が地域社会における紛争の調停の場、豪族による経営の事務処理などの家政機関的役割を果たす場でもあったことを示唆し、また、末端行政を補完する儀礼的行為や饗宴の場としての利用も推察させる。このほかに、井戸、仏堂、工房、畠地などを伴う場合もある。また、献物叙位関係史料（表1）などからみて、畜舎を伴う居宅も存在したとみてよい。一方の収納空間は、総柱高床倉庫群や側柱建物の屋で構成される。

これらの両空間は区別されている傾向はあるが、両者の間が塀や溝などで遮蔽・区画されたり、広い空閑地を挟んで隔てられている例はほとんど無く、両者が一体的に配置されている例が多い。

倉庫群は主屋からみて北側や西側に設けられる遺跡例が8割ほどを占めている。おそらく、居宅敷地内における倉庫の位置については共通した意識・観念が存在していたことによるのであろう。したがって、今後の調査では、居住空間とみられる一角が発見された場合、その北や西側における倉庫の有無確認なども試みる必要があるし、逆に倉庫群を検出した場合には、その東側や南側に居住・家政関係施設が付随していないかを調査する必要がある。その有無によって、その倉庫群の性格が末端官衙としての収納施設であった可能性が高いのか、居宅の倉庫群としての基本的性格を有すると捉えるべきものか、を判断しうる資料が得られることになる。ただし、福島県根岸遺跡や埼玉県百濟木遺跡B区の例のように、居住空間に隣接した場所には高床倉庫群を設けていない場合もある（図1・2）。

居宅の敷地を囲繞する施設には、前掲の百濟木遺跡や宮城県壇の越遺跡29S区（『官衙I』98頁図3参照）などのように、掘立柱塀・柵や溝などの例がある。しかし、そうした明確な囲繞施設が検出されていない例の方が多い。

居宅には、福島県正直C遺跡のように、上記の居住・収

納空間からやや離れた場所に掘立柱建物や竪穴建物などが検出されている例もある。また、千葉県山田水呑遺跡で検出されている数ブロックの建物群全体を郡司クラスの居宅と解する原秀三郎氏の見解もある⁽²⁾。居宅中枢部以外の竪穴建物や掘立柱建物群は、居宅を構成する同族や非血縁的な構成員の居住施設か、あるいは作業施設等にあたるか、または豪族とは別の百姓の居住単位なのか。これらの諸施設をどう把握するかは豪族の家族構成やその居住形態・生業形態の理解とも関わる重要な問題であり、今後の調査研究の大きな検証課題と位置づけるべきであろう。

建物の構造 居宅の建物の多くは掘立柱建物で、居住・家政空間の一部に竪穴建物を伴う場合もある。

関東以北の居宅では、前掲の百濟木遺跡例や正直C遺跡、栃木県多功南原遺跡例のように、掘立柱建物群で構成される居住空間の一角またはその隣接地に大型の竪穴建物を設けている居宅の例が多い。この竪穴建物は竈屋とも推定されている。前掲の壇の越遺跡29S区の例にみられる大型の平地式建物は、この竪穴建物が変化したものとみられる（『官衙I』98頁図3参照）。西日本の居宅では竪穴建物を伴う例は少ないが、高知県十万遺跡や福岡県フルトノ遺跡などの例がある。

主屋には廂付建物が多くみられる。この点は集落の建物群とは異なる特徴といえる。

瓦葺は、京都府畠の前遺跡などごく一部の居宅に、甍棟か熨斗棟の建物とみられるものが存在する程度である。おそらく仏堂などに採用されたものであろう。

これらの居宅の建物群には、柱穴や柱筋の通り具合などの点で集落の建物と似た特徴を有するものが多い。また、古墳時代以来の竪穴建物の系譜を引いたとみられる掘立柱建物構造が採用されている例がある⁽³⁾。一方、滋賀県長畠遺跡で検出されている居宅中枢部の建物群には官衙施設と同質の特徴が認められる。こうした居宅建物の建築構造・建築技術上の特徴も、居宅造営と官衙施設造営とにおける造営方式の異同、豪族の階層による差異、あるいは地域差・時期差との関係などを考える上で注目すべき点である。

建物規模 建物全体の平面積の点では、地方官衙では50m²以下が72%、50m²以上が22%であるのに対して、居宅では86%・14%であり、官衙施設より総体的に規模が小さい。しかし、集落では50m²以上の建物はほとんどみられず、集落とは異なる居宅の特徴の一端がうかがえる。

また、居住空間の側柱建物群の総床面積は200m²以上に及ぶ。一方、畿内集落の大坂府郡家今城東遺跡では、その単位集団として取り上げられている建物群のうち、側柱建物の総面積は平均100m²弱であり、ここにも居宅と集落との差が見いだせる。

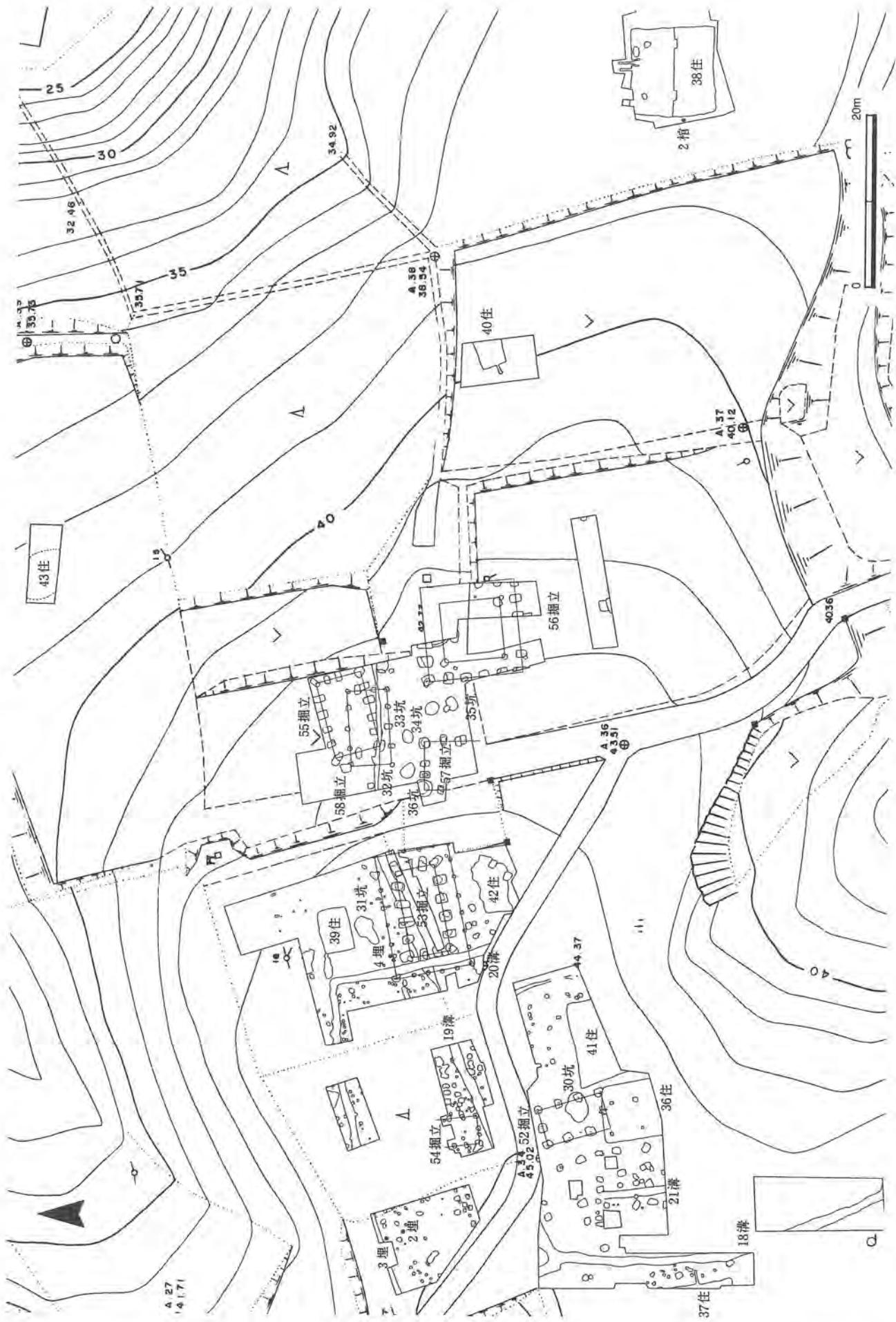
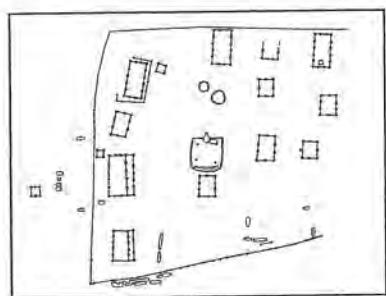
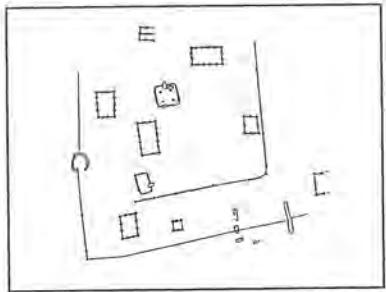
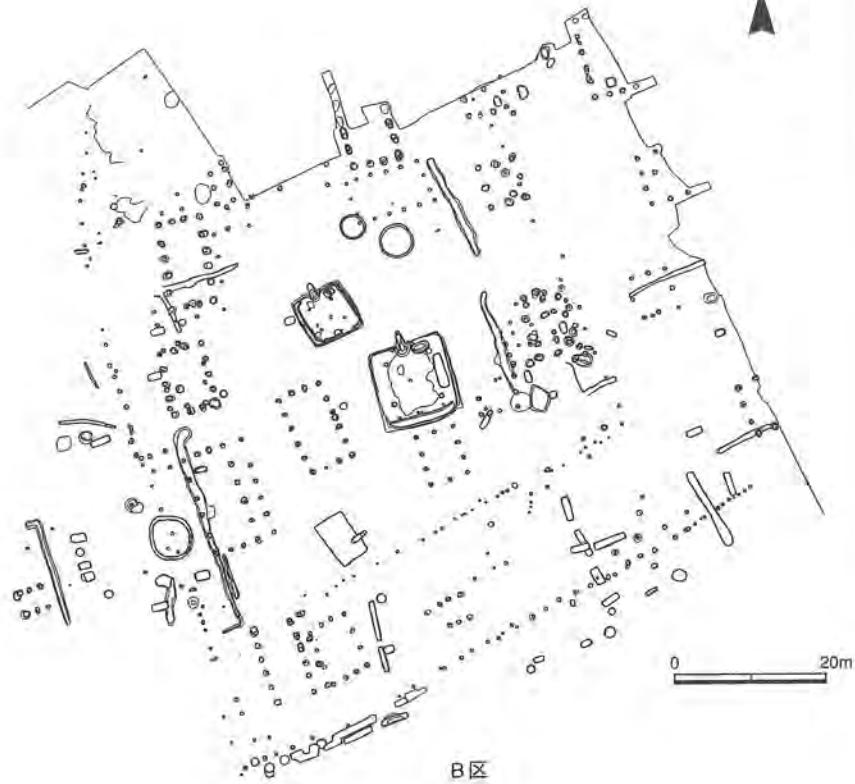
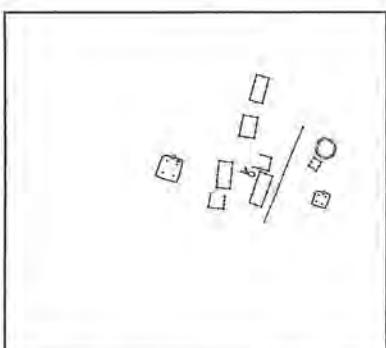
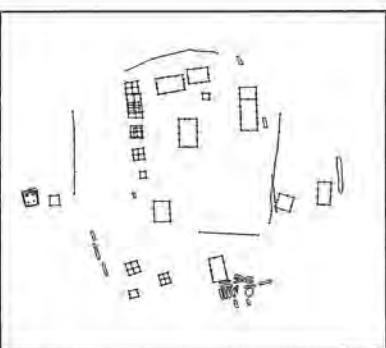
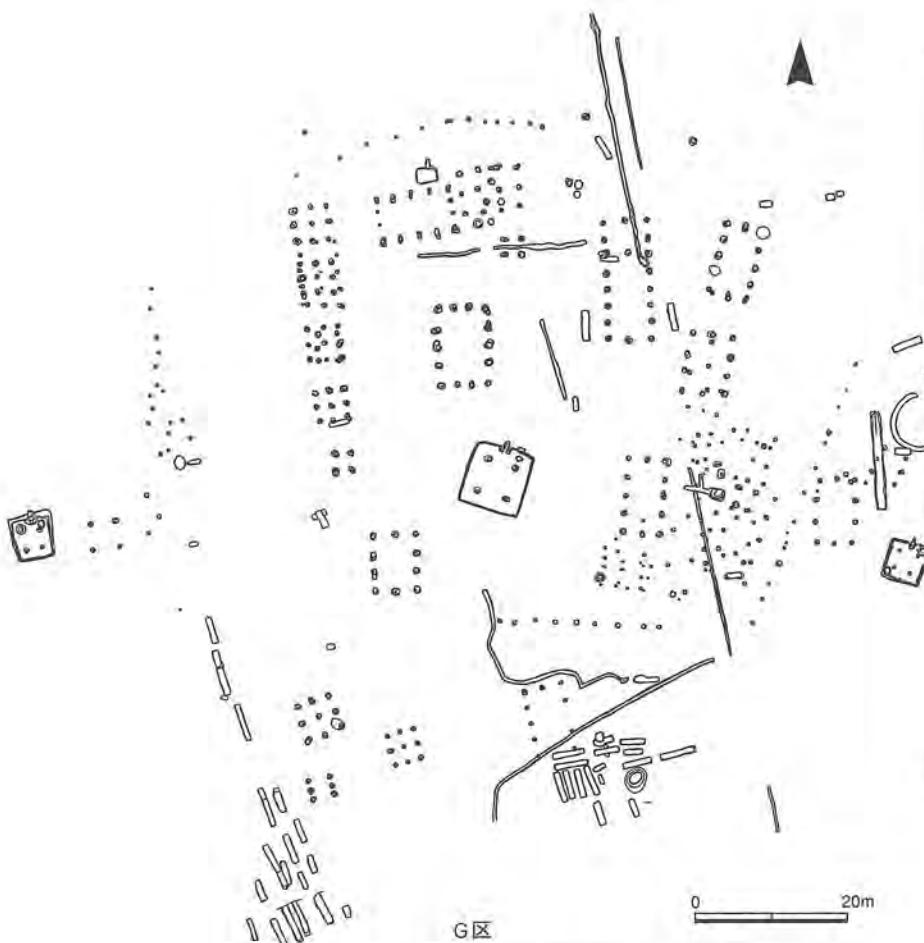


図1 根岸遺跡検出の豪族居宅



遺構の変遷 (S ; 1/2500)



遺構の変遷 (S ; 1/2500)

図2 埼玉県百濟木遺跡の掘立柱建物群



図3 福島県正直C遺跡遺構配置図

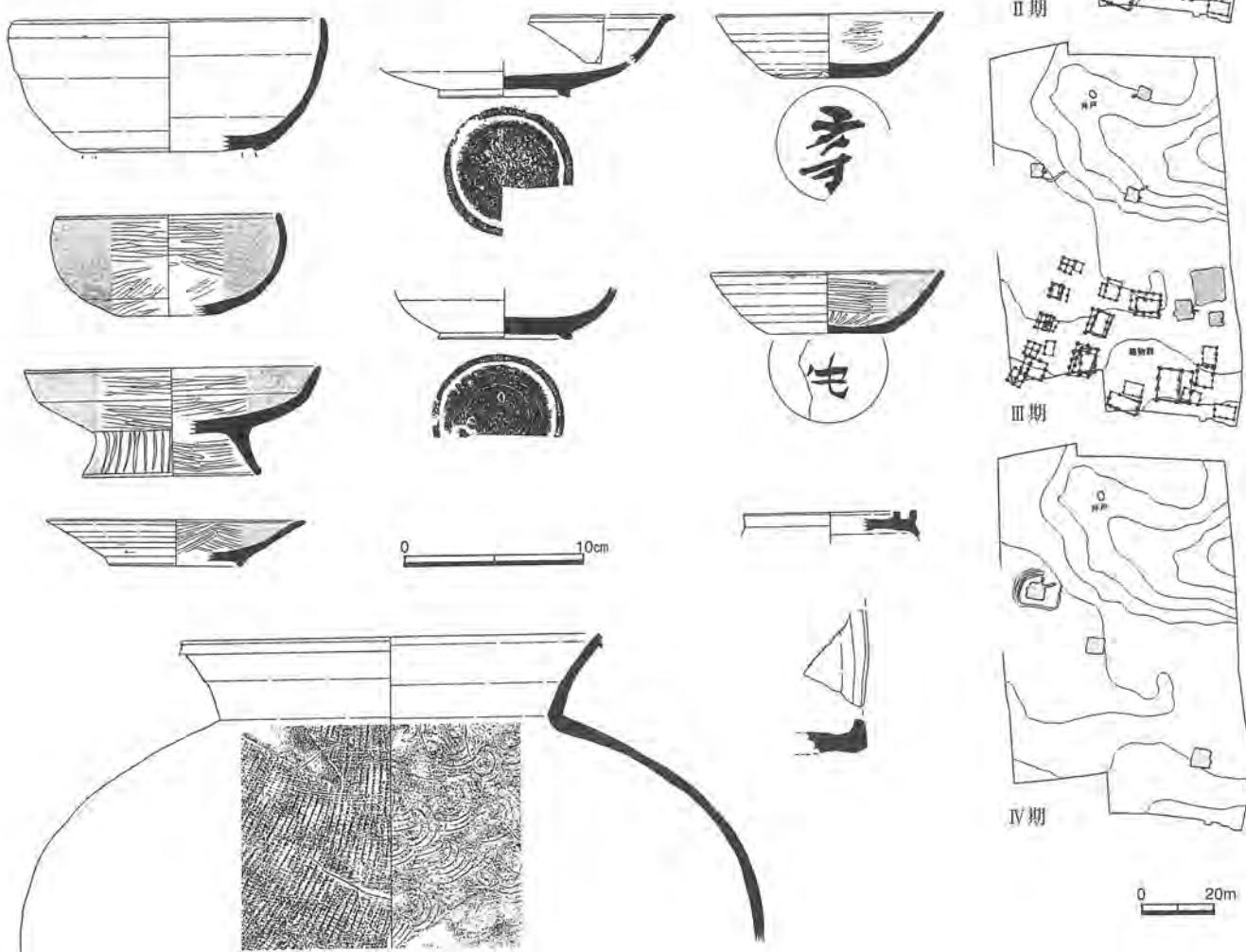


図5 正直C遺跡出土土器



図4 正直C遺跡遺構変遷図

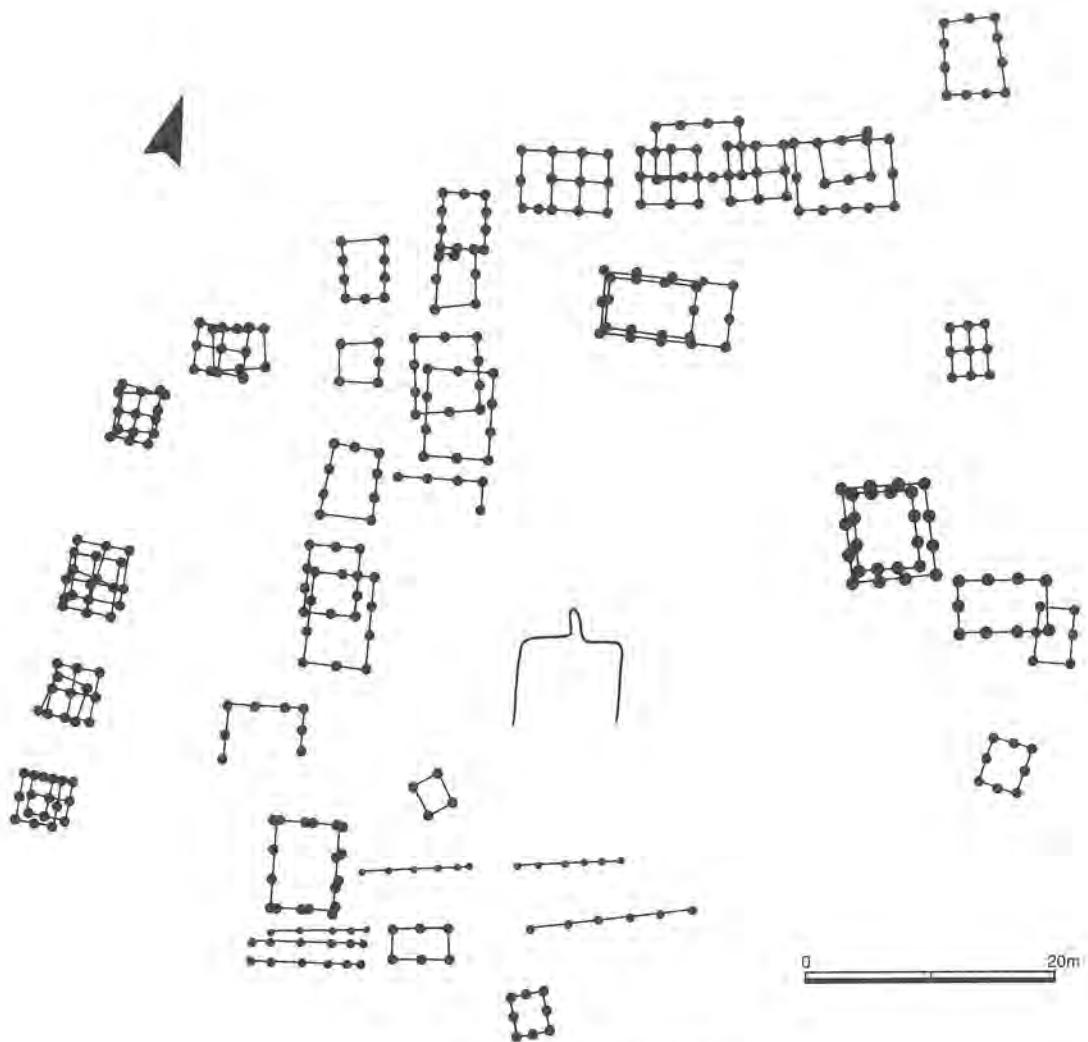


図6 福島県東山田遺跡遺構配置図

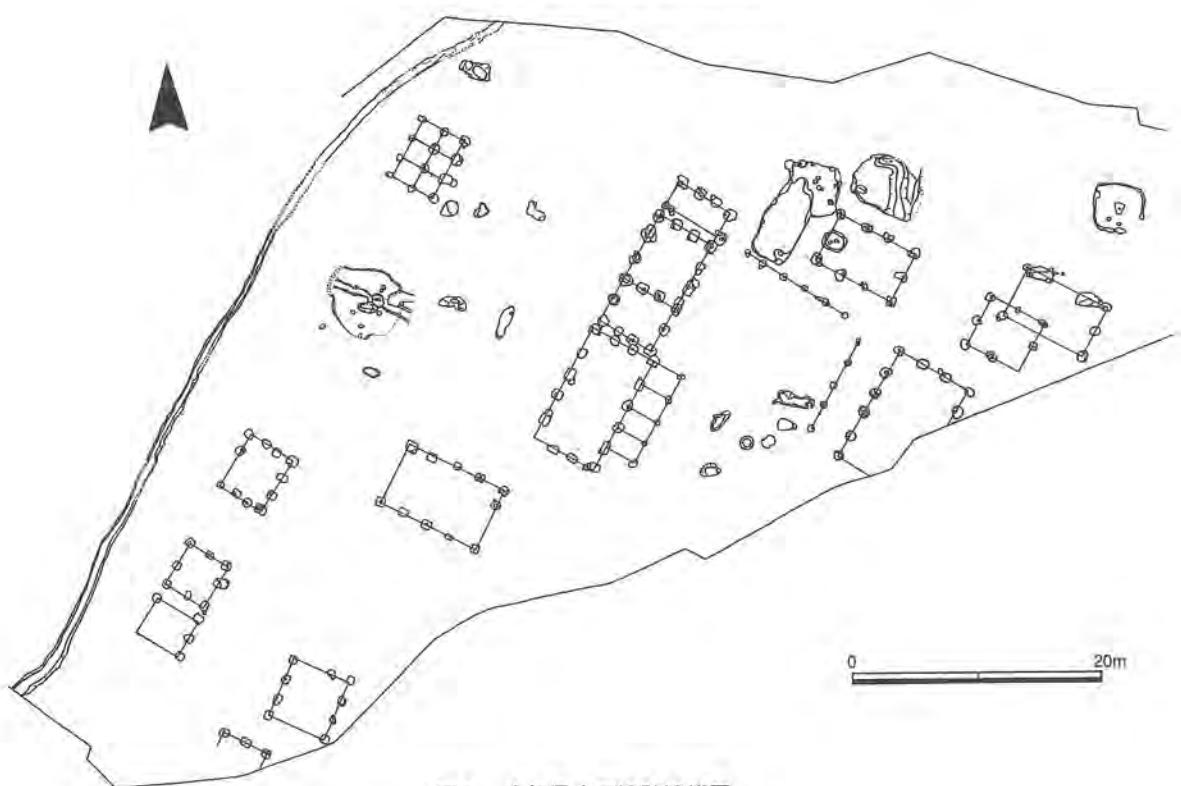


図7 高知県十万遺跡遺構図

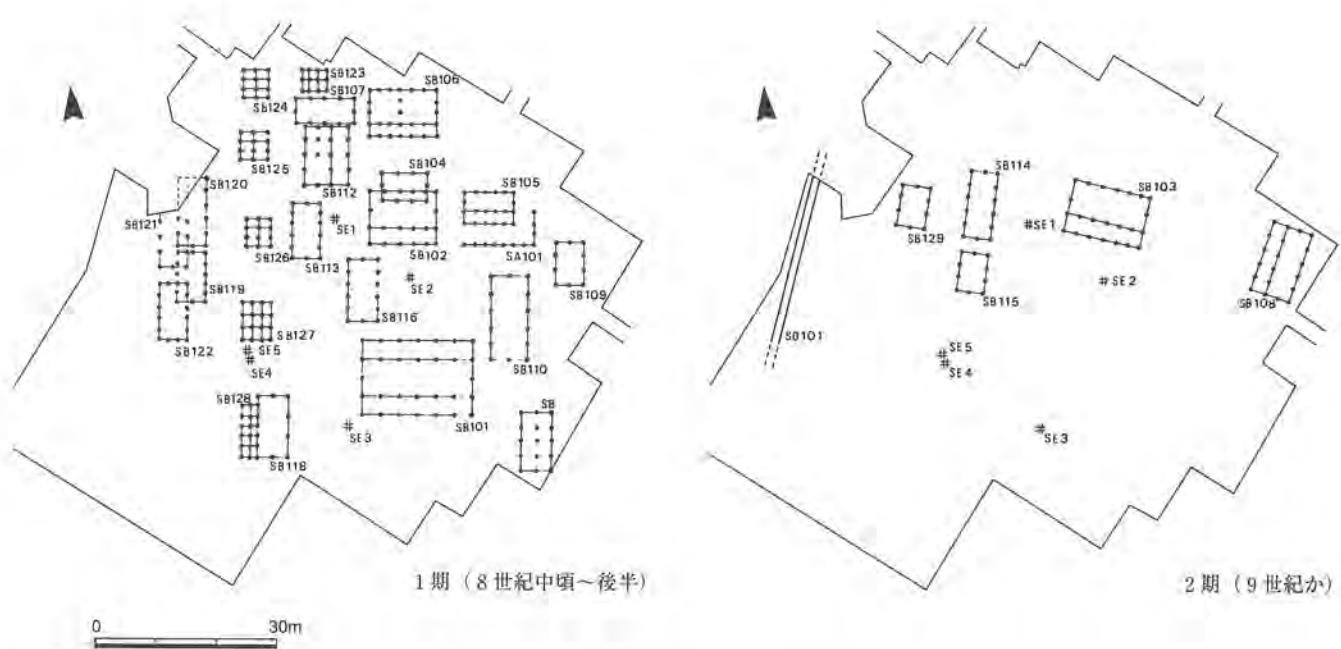
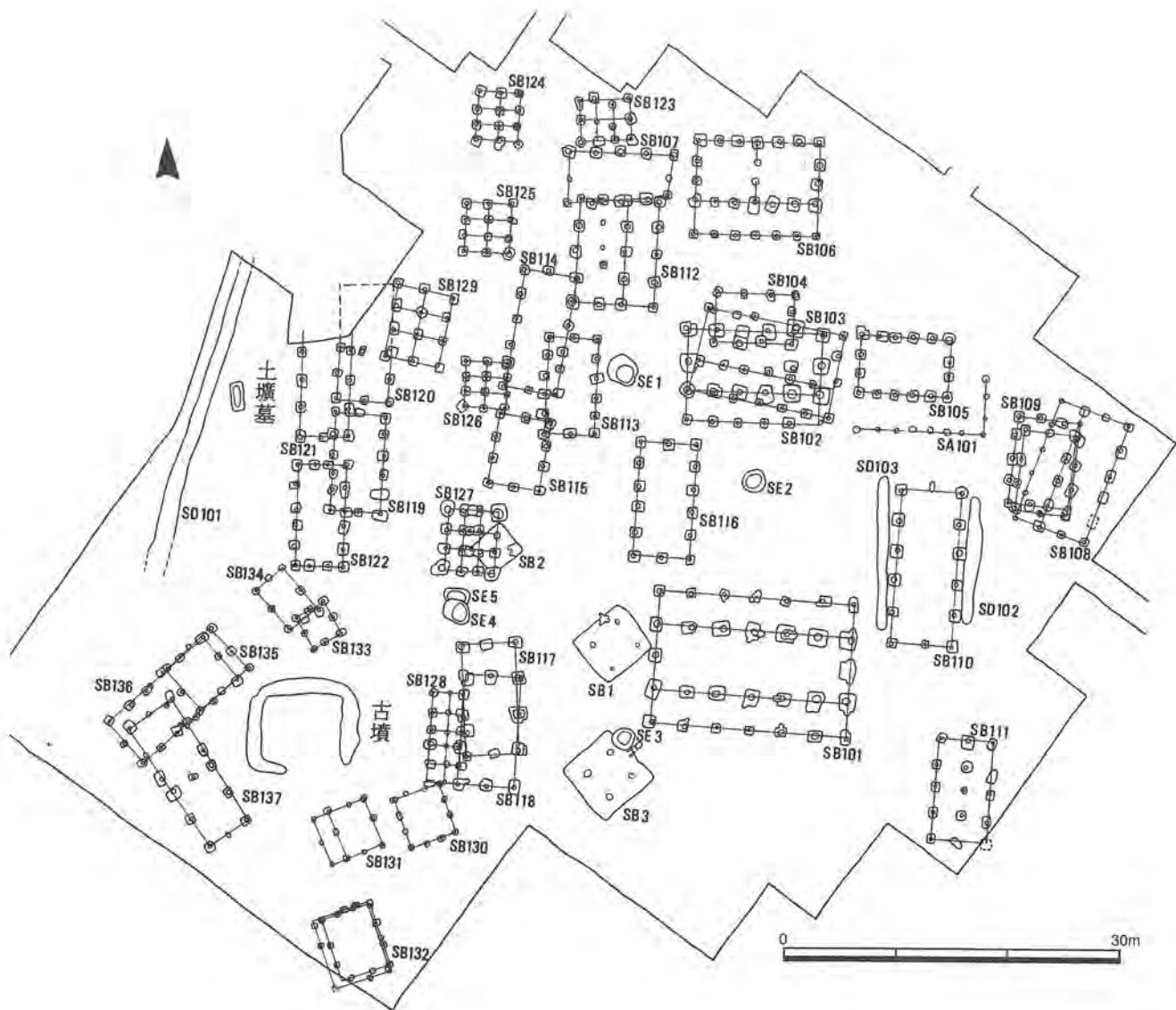


図8 滋賀県長畠遺跡遺構図と遺構変遷図

この集落の単位集団は郷戸あるいは戸戸に比定されている。戸籍によると、郷戸の平均戸口数は20~25人、戸戸は10人程度である。したがって、その2倍以上の床面積を有する居宅の場合には、通常の郷戸の戸口数をはるかに超える居住人数を推定することができよう。

収納空間を構成する総柱高床倉庫には 2×2 間のものが多く、 3×2 間、 4×2 間がこれに次ぐ。この点は 3×3 間、 4×3 間の例が多い正倉の倉とは異なる特徴であり、集落の倉と類似する。また、柱間寸法でも、正倉には7尺や8尺の例が多いのに対して、居宅や集落の倉では5尺・6尺と短い柱間をとる例が多い。

平面積の点では、『古代の官衙遺跡I』VII-2で述べたように、正倉の倉が 25m^2 以上、平均 50m^2 程度であるのに対して、居宅や集落の倉は $5 \sim 20\text{m}^2$ に集中しており、官衙と居宅とでは統計的に明確な違いが認められる(『官衙I』150・151頁参照)。このような小規模の倉は、前述したように稻倉とすれば穎稻収納用であったとみてよい(VII-5参照)。

収納施設の屋とみられる側柱建物も 2×2 間から 3×3 間程度の小規模のものがほとんどであり、集落にみられる建物と類似する。ただし、屋の場合には、前述した多功南原遺跡例(X-5参照)や島根県芝原遺跡SB06のように、須恵器大甕を据え置いたとみられる建物もあり、穎屋とは異なる用途についても十分気を配らなくてはならない。

敷地面積 居宅では囲繞施設が検出されないことが多いが、居住・家政空間や収納空間の建物群が集中している範囲を仮に敷地面積とみなすと、ほとんどが約 1600m^2 から 7000m^2 ほどの範囲に分布している。

史料に見える10世紀以前の家地を分析した金田章裕氏の研究によると、家地は1段(約 1000m^2)前後のものと、3段(3000m^2)以上のものとに分かれ、前者は一般農民の家地、後者は貴族の所有する家地と推定されている⁽⁴⁾。

こうした研究成果も参考すると、敷地面積が 1000m^2 をはるかに超える規模の宅地は居宅に伴う可能性が高いと言えよう。そして、居宅の敷地面積は数ランクに分かれ、敷地面積の広い居宅の方が建物構造や建物配置の点でも整っている傾向がある。この点を考慮すると、豪族の階層差が居宅の敷地面積にある程度反映されている蓋然性が高く、この敷地面積と実際の階層との対応関係について明らかにしていくことも今後の居宅の調査研究の課題の一つである。

存続期間 官衙施設には、同じ場所で長期間存続している例が多い。これに対して、居宅では短期間で廃絶または移転するという傾向がみられる。また、1回ないし2回の建て替えがみられる居宅例においても、同一位置で同じ建物配置が踏襲されることではなく、建物配置に大きな変化がみられる。こうした傾向は、恒常的な機能の維持

が図られた官衙と、在地社会における諸環境の影響を受けやすい居宅との違いをよく反映している。ただし、末端官衙施設の場合には、国衙・郡衙などの官衙機能を補完するために設けられるという性格上、短期で廃絶ないし移転しているものも多いので、存続期間の長短によって居宅と末端官衙とを識別することは容易でない。

倉庫の棟数 8・9世紀代における文献叙位関係史料によると、多量の穎穀を寄進・施入している郡司層や富豪層がみえる(表1)。居宅に一般的な平面積 20m^2 程度の倉には満倉の場合 $2000 \sim 2500$ 束ほどが収納可能であった。それを参考にして、寄進量からそれを収納しうる倉の最小数を推計すると、10棟以上になる例が寄進例の6割を占める。中には外少初位上という下級官人身分でありながら、倉53棟、屋10棟を寄進している大友國麻呂のような例もある。

しかし、これまでの発掘例では、10棟以上の倉を伴う居宅例はなく、上記の寄進量から推定できる棟数には足りない。これは、前述した屋にも穎穀が納められていたことを示唆するとともに、豪族の所有する穎稻倉庫の全てが居宅に集中して建てられていたわけではなかったことを示している。左京三条四坊の戸主であった小治田藤麻呂の倉屋が伊賀国阿拝郡柘植郷の家地に設けられていたように(『東南院文書』469号)、豪族は居宅とは離れた田地の近くにも営農拠点を設けていた。そこからの収穫物はその倉屋に収納されることが多かったのであろう。

上記の点は、末端官衙の小院や借倉・借屋と居宅以外の豪族所有の穎稻倉庫とをどう識別するかという発掘調査の難問が存在していることを意味している。

遺物 豪族居宅を抽出する際の指標となりうる遺物としては、文字関係資料、須恵器の大甕や大量の食器、製塩土器、施釉陶器・仏具などの奢侈品、工房関係遺物、腰帶具、馬具や武器・武具などが注目されている。ただし、これらの遺物は官衙・末端官衙にもみられるので、官衙と居宅との識別にあたっては、遺物構成のさらに詳細な検討を必要としている。

(山中敏史・石毛彩子)

[注] (1) 豪族の概念については、山中敏史・石毛彩子「地方豪族の居宅と稻倉」(『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年)を参照されたい。(2) 原秀三郎「土器に書かれた文字-土器墨書-」『日本の古代14巻 ことばと文字』中央公論社、1988年。(3) 根岸遺跡では梁行間数が多く隅木を支える柱を伴う「56掘立」がみられ、芝原遺跡では屋内棟持柱を伴うSB01・03や梁行間数の多いSB15などが検出されている。(4) 金田章裕「奈良・平安期の村落形態について」『史林』54-3、1971年。

[参考文献] 原秀三郎「郡司と地方豪族」『岩波講座 日本歴史3 古代3』、岩波書店、1976年。『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年。『研究集会 古代豪族居宅の構造と類型』資料、奈文研、1998年。田中広明『地方の豪族と古代の官人』柏書房、2003年。

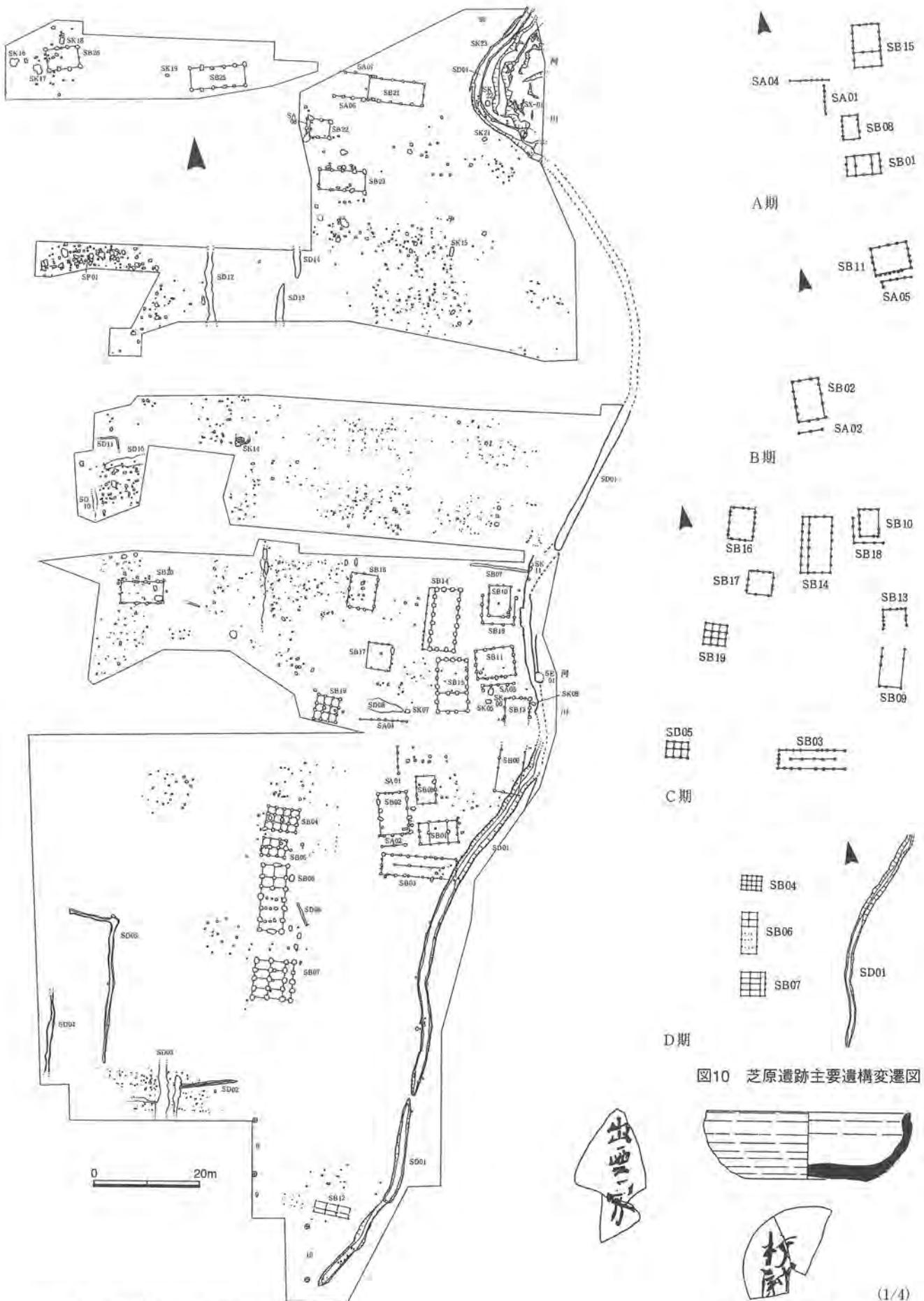


図9 島根県芝原遺跡遺構図

図11 芝原遺跡出土墨書き土器

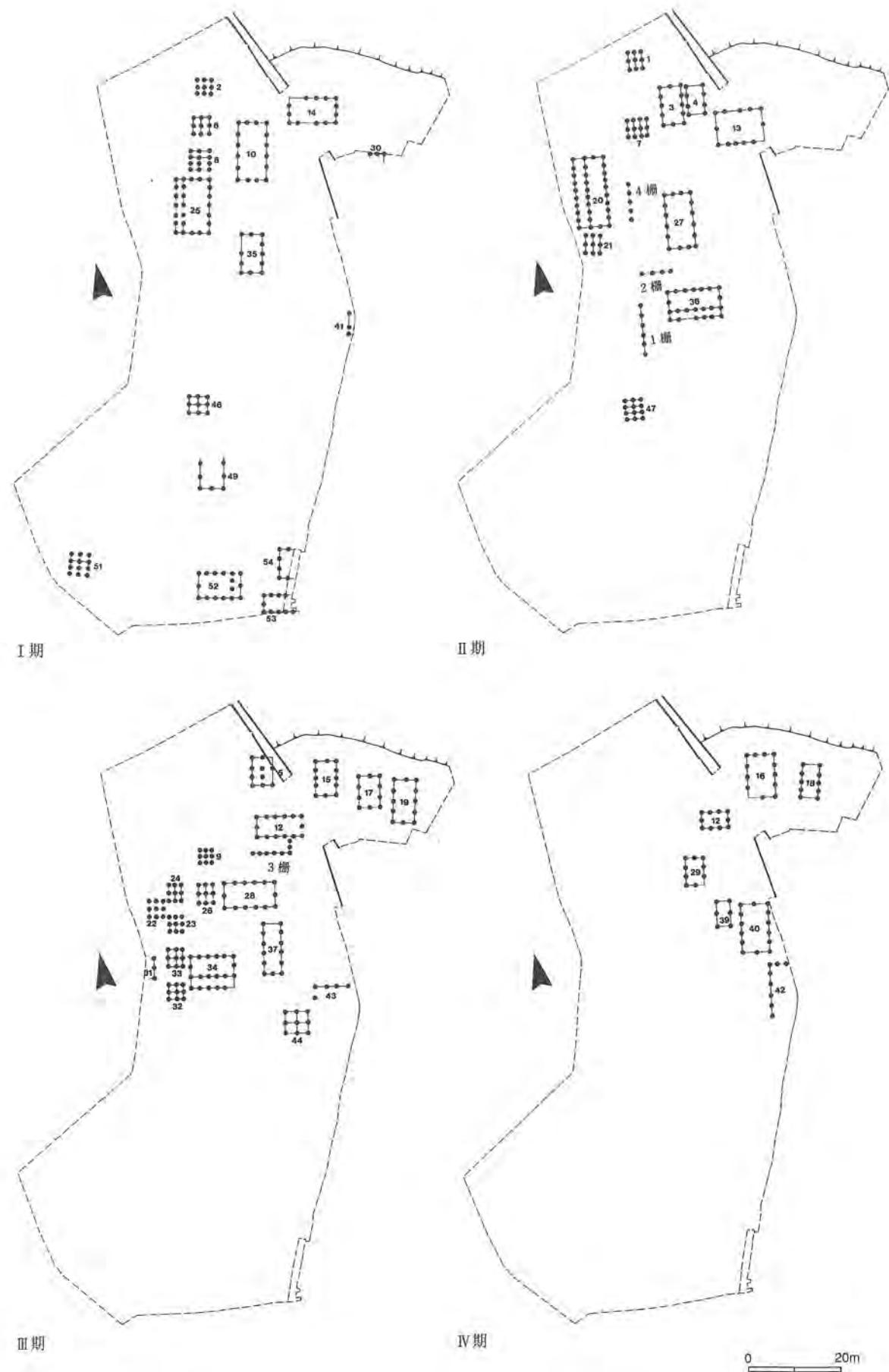


図12 福岡県下遺跡遺構変遷図

表1 8・9世紀における獻物叙位関係記事

年代	国・郡	官職	位階	施入前	施入後	人名	貢進先など	穀物	その他	倉数	出典
養老7(723).2.13	常陸那賀 越中 (近江)	大領	外正七位上 無位	外從五位下 外從五位下	宇治部直荒山 磯波臣志留志 大友國麻呂	陸奥國鎮所 東大寺 (東大寺)	穀3000石 米3000石 (稻)10000束	栗林2町、家地3町 屋10 倉53	15 30 50	統紀 同 東大寺要 統紀	
天平19(747).9.2			外少初位上	外從五位下	藤原朝臣仲麻呂	東大寺	米1000石 稻1000束	雑菜千缶 錢百万	10 5	同 同	
天平20(748).2.22		大納言 散位	正八位上	從五位下	民忌寸磯麻呂 履本通千嶋	伊予國分寺	稻20000束	鐵2440口、墨田10町	39	同	
天平勝宝8(756).10.23			外少初位上	外從五位下	大直足山	伊予國分寺	稻7800束	錢百万	10	同	
天平神護1(765).10.19	紀伊名草 伊予	博士	少初位上	從六位下	春日戸村主人足 取磯部忍國	稻1000束	稻1000束	錢百万	5	同	
天平神護2(766).9.13			外正七位上	外正五位下	外從五位上 外從五位下	稻1000束	稻1000束	錢五百匹	5	同	
天平神護2(766).12.21	(因幡)	軍毅	少位上	從五位下	御田部直塞守 荒木臣道麻呂(子)	稻1000束	稻1000束	錢百万	5	同	
伊勢多氣 長門豊浦			外正七位上	外正五位下	外從五位上 外從五位下	稻12500束	稻12500束	錢百万	5	同	
神護景雲元(767).4.14			從八位上	從五位下	大友村主人主 西大寺	稻1000束	稻1000束	墨田百町、庄3区	6	同	
神護景雲元(767).4.29	左京		外正七位上	外正五位下	刑部岡足 尾張國分寺	稻1000束	稻1000束	墨田10町	5	同	
神護景雲元(767).5.20	近江	主政	外正八位下	外從五位下	日置 登弟弓 紀伊国分寺	稻10000束	稻10000束	墨田百町、庄3区	6	同	
神護景雲元(767).5.20	尾張海部	大領	外正六位上	外從五位下	凡直伊賀麻呂 西大寺	稻20000束	稻20000束	墨田10町	5	同	
神護景雲元(767).6.22	紀伊那賀	少領	外從六位下	外從五位上	吉備朝臣真備 對馬島儲	稻20000束	稻20000束	墨田百町、庄3区	6	同	
神護景雲元(767).6.22	土佐安芸	右大臣	從二位	外從六位下	凡直繼人 田租終身免 百姓負稻償	稻6000束	稻6000束	墨田百町、庄3区	6	同	
神護景雲元(767).9.1	伊予宇摩			外從五位下	倉橋部廣人 大伴部直赤男 西大寺	稻74000束	稻74000束	墨田百町、庄3区	6	同	
神護景雲元(767).10.17				外從五位下	國雄萬 小屋県主官手 美濃國分寺	稻20000束	稻20000束	墨田百町、庄3区	6	同	
神護景雲2(768).5.28	信濃水内 武藏入間	少領	外從六位下	外從六位上	三宅連笠雄麻呂 東大寺	稻4000束	稻4000束	墨田百町、庄3区	6	同	
神護景雲3(769)	讃岐三木	大領	外從六位下	外從六位上	韓鎧首廣富 水兒船瀬 賑給	稻10000束	稻10000束	墨田百町、庄3区	6	同	
宝龜元(770).4.1	越後蒲原 播磨美囊	大領	正六位下	外從五位下	物部已波美 賑給	稻60000束	稻60000束	墨田百町、庄3区	6	同	
宝龜7(776)	陸奥宮城	權大領	外從六位上	外從五位下	壬生直黒成 貧民給養	稻11000束	稻11000束	墨田百町、庄3区	6	同	
延暦3(784).10.21	相模高座	大領	外從六位下	外從五位下	正税11172.5束 調布360反2.8文 稻5504束	稻5504束	稻5504束	墨田百町、庄3区	6	同	
延暦8(789).12.8									3	統後紀	
承和7(840).3.12									6	統後紀	
承和8(841).8.4									6	統後紀	

(注) 倉数の欄は『東大寺要録』したと仮定した場合の倉に2000束収納(満倉)した場合の換算値である。天平20年の大友國麻呂の記載を大友國麻呂の記載は、『東大寺要録』(卷第二、総起章)にみえる後國材木知識記)に記載する。

X-7 末端官衙遺跡調査の課題

官衙のネットワーク 末端官衙には史料上に現れることの少ない多様なものがあり、また、集落内や居宅などでも末端行政機能の一端が担われている場合があった。すなわち、律令国家による地方支配・地方行政は、国衙や郡衙が、こうした末端官衙や官衙の機能を副次的に分掌した民間施設とネットワークを結び、それらに補完・補助されることによって遂行されていた。したがって、国衙や郡衙の存在しない市町村においても、官衙や官衙補完施設が発見される確率は高いし、こうした遺跡がすでに発見されている場合も少なくないかもしれない。こうした意味で、特殊な遺跡にみえる官衙遺跡も、実は多くの自治体にとって身近な存在であったとさえ言える。

末端官衙遺構識別の難しさ しかし、末端官衙施設は、国衙や郡衙に比べてその識別指標が未確定な部分が多い。たとえば官衙か民間施設かの判別指標が明確になっていない例として、別置された国司の館や郡衙の館と、豪族居宅あるいは荘家との区別があげられる。天平勝宝7(755)歳9月26日の村部豊島解文(『大日本古文書』4-76頁)にみえるように、国司四等官の宅、史生の館は動産蓄積の場でもあった⁽¹⁾。この点では多量の穎稻を収納していた豪族居宅との同質性が認められる。また、前述したように、郡稻を収納した郡司層の私倉と豪族の私稻収納倉庫との区別は極めて困難であり、税穀を収納した小院や借倉・借屋と、居宅や集落の私倉とを識別することも容易でない。

また、『日本三代実録』元慶2(878)年9月庚申条に「紀伊国司言。今月二六日亥時。風雨晦暝。雷電激發。震於國府序事及学校並舍屋。被破官舍二十一宇。縁辺百姓屋四十三家。」とみえるように、官衙周辺には民家が存在していた場合もあった。したがって、こうしたケースでは、囲繞施設を伴わない末端官衙施設と百姓の住宅とをいかに区別するか、またどこまでを官衙域とみるか、というような判断は難しくなる。

さらに、1122年頃の『新任弁官抄』によると、斎宮外院では官舎である萱葺屋は、屋体が民屋の如しと記されており(『群書類従』公事部)、外觀は百姓の住宅とあまり差がない様相を呈していたらしい。これは平安後期の史料であるが、9世紀以前に遡る官衙施設の場合にも、中枢からはずれた施設では、その部分だけの発掘調査成果だけからでは官舎と認定しがたい建物群が存在した蓋然性は高い。

さらにまた、官衙造営時期によっても判別が難しい場合がある。7世紀の郡衙成立過程においては、豪族居宅と評衙の機能が未分化の段階があったことも想定される。一方、

9世紀後半以降の官衙構造の変化、郡衙組織の解体と行政実務の場の分散化、国司の土着・受領化の進行などによって、居宅と官衙施設とが融合し、様々な館が形成される。このように、平安中期以降の官衙や末端官衙には居宅との識別を難しくする要素が加わるといってよい。

調査研究の課題 上記のように、末端官衙の識別は多くの課題を抱えている。官衙関連遺跡の性格を判断するにあたっては、発掘成果から考え得るあらゆる案をまず想定し、その中から資料分析に照らして該当しないものを消去していく方法が望ましいであろう。したがって、それぞれの時点では、特定の性格に絞り込むには限界があり、いくつかの可能性が残される結果になることが多いかもしれない。むしろ、個々の官衙関連遺跡については、官衙か否かを識別することや、あるいは特定の官衙と認定すること自体が目的化してしまうことを避けなければならない。官衙かそうでないのかの判断を急ぐより、遺構・遺物あるいは地形等から、そこでどのような役割が果たされていたかを柔軟に検討すべきである。そして、居住の場か、物資製作の場か、儀礼の場か、農業生産の場か等々、その遺跡を性格づける規定的なものは何かを歴史的・地理的条件を考慮しながら、追求することが必要であろう。

末端官衙遺跡に限らず官衙遺跡全体に通ずる課題であるが、官衙遺跡を識別する方法を発展させるためには、官衙の種類別、また官衙内部での各部署別に、その官舎遺構の規模や造営技術などの特徴、出土遺物の特徴、それらの変遷の特徴を明らかにしていく基礎的作業がまず必要である。それは遺構型式学的分析あるいは遺跡型式学的研究ともいえる。

また、前述したような官衙間のネットワークの存在を考えると、なによりも各地域の中において、その遺跡の特徴や遺跡間の関係を比較検討する作業が求められよう。これを地域論的分析といってよからう。

この地域論的分析と遺構・遺跡型式学的分析とを総合化することによって、それぞれの遺跡の位置づけがより確たるものになり、地方支配遂行において官衙と集落・居宅など他の関連諸施設との間に取り結ばれた補完関係、機能分掌関係などを究明することが可能になろう。また、それによって、豪族による民衆支配と国家権力(官衙)による人民支配との区別と相互の構造的連関性についても追究できる糸口が切り開かれることになろう。 (山中敏史)

[注] (1) 鬼頭清明「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。